

## 1. 平成23年第8回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

平成23年12月5日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定
- 日程3 議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程4 議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第134号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第135号 郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第136号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第137号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第138号 郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第141号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程13 議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程14 議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程15 議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程16 議案第145号 平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程17 議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程18 議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程19 議案第148号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程20 議案第149号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について

- 日程21 議案第150号 平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について
- 日程22 議案第151号 郡上市土地開発公社の解散について
- 日程23 議案第152号 工事委託変更協定の締結について（長良川鉄道第1白鳥踏切移設拡幅工事委託業務）
- 日程24 議報告第8号 諸般の報告について（議員派遣報告）
- 日程25 議報告第9号 諸般の報告について（例月出納検査結果〔平成23年7月・8月・9月分  
一般会計・特別会計・水道事業会計・病院事業等会計〕）

## 2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 3. 出席議員は次のとおりである。（21名）

|     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 上村 悟   | 2番  | 田中 康久  |
| 3番  | 森 喜人   | 4番  | 田代 はつ江 |
| 5番  | 野田 龍雄  | 6番  | 鷲見 馨   |
| 7番  | 山田 忠平  | 8番  | 村瀬 弥治郎 |
| 9番  | 古川 文雄  | 10番 | 清水 正照  |
| 11番 | 上田 謙市  | 12番 | 武藤 忠樹  |
| 13番 | 尾村 忠雄  | 14番 | 渡辺 友三  |
| 15番 | 清水 敏夫  | 16番 | 川嶋 稔   |
| 17番 | 池田 喜八郎 | 18番 | 森藤 雅毅  |
| 19番 | 美谷添 生  | 20番 | 田中和 幸  |
| 21番 | 金子 智孝  |     |        |

## 4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長     | 日置 敏明 | 副市長    | 鈴木 俊幸 |
| 教育長    | 青木 修  | 市長公室長  | 田中 義久 |
| 総務部長   | 服部 正光 | 健康福祉部長 | 布田 孝文 |
| 農林水産部長 | 野田 秀幸 | 商工観光部長 | 蓑島 由実 |
| 建設部長   | 武藤 五郎 | 環境水道部長 | 木下 好弘 |

教 育 次 長      常 平      毅

会 計 管 理 者      山 下 正 則

消 防 長      川 島 和 美

郡上市民病院

事 務 局 長      猪 島      敦

国保白鳥病院

事 務 局 長      日 置 良 一

郡 上 市

代 表 監 査 委 員      齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長      池 場 康 晴

議 会 事 務 局

議 会 総 務 課 長      丸 井 秀 樹

議 会 事 務 局

議 会 総 務 課 長

補                  佐

河 合 保 隆

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（池田喜八郎君） 大変御多用のところを御出席いただき、ありがとうございます。また、日置市長を初め理事者側も全員の御出席をいただいております。御苦勞さまでございます。

朝晩大変寒くなつてまいりましたが、健康には御注意いただきまして、慎重な御審議をいただきたいと思ひます。

ただいまから平成23年第8回郡上市議会定例会を開会いたします。

本定例会の議案は21件、報告が2件であります。どうかよろしく御協力のほどをお願いいたします。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御了承をお願いいたします。

（午前 9時30分）

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（池田喜八郎君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員には6番 鷲見馨君、7番 山田忠平君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（池田喜八郎君） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程については、去る11月28日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

この際、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日12月5日から12月20日までの16日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よつて、本定例会の会期は、本日12月5日から12月20日までの16日間と決定をいたしました。

会期日程については、お手元に配付してありますので、お目通しをお願いしたいと思ひます。

代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。

---

### ◎市長あいさつ

○議長（池田喜八郎君） 開会に当たり、ここで、日置市長よりごあいさつをお願いいたします。

日置市長。

○市長（日置敏明君） おはようございます。平成23年第8回郡上市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつ並びに提案説明を申し上げたいと存じます。

本日、平成23年第8回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、提出議案の説明に先立ちまして、9月定例会終了後の行事などにつきまして、若干の御報告を申し上げたいと存じます。

まず、1つ目でございますが、定例会終了後の10月の各週の土曜日、日曜日には、多くの市民の皆様方の企画・実行・参加による「ふるさとまつり」など、旧町村単位での7地域において、それぞれ特色ある催しが行われました。議員の皆様方にも、それぞれ御参加をいただいたところでございます。

2つ目に、去る11月6日、日曜日でございますが、「第19回飛騨・美濃歌舞伎大会ぐじょう2011」が、郡上市総合文化センターで開催され、地元の高雄歌舞伎を初め県内4団体がそれぞれ大変熱のこもった地歌舞伎を披露し、訪れた多くの観客を楽しませ、感動を与えてくれました。おかげさまで、大会は大成功でございました。高校生など若手役者を中心とする高雄歌舞伎の熱演に対し、関係者の皆様方に、改めて御礼申し上げ、拍手を送りたいと存じます。

3点目でございますが、11月12日、13日の土・日の両日には、兵庫県姫路市におきまして「第6回B1グランプリ in 姫路」が開催されました。主催者発表によりますと、両日の入場者数は2日間で51万5,000人でございました。過去最高の人出の中、郡上市からは「奥美濃カレーひっちゃく棒」と「明宝鶏ちゃん」が出展されました。全国から、63団体が出展をいたしましたけれども、1つの市町村で2団体出展というのは、郡上市のみでありまして、「郡上市」という地域を売り込むためにも大いに気を吐いていただきました。また、多くの市民の方々や市職員のボランティアにも応援に姫路まで駆けつけていただきました。惜しくも両団体とも、今回の大会での入賞は逸しましたけれども、関西圏を初め全国の多くの人々に「郡上の味」を楽しんでいただけたものと思います。両団体の今後の一層の精進、活躍を期待いたします。

4つ目でございますが、11月23日、勤労感謝の日には、「いのち支えるフォーラム」と題しまして講演会が開かれました。自殺予防について多くの市民がともに考え、ともに支え合っていこうという催しが行われました。

5つ目でございますが、11月27日には「白山文化フォーラム」が開催されまして、「郡上市のかげ踊りとその特色」と題した講演とともに「寒水の掛踊」も舞台上で実演していただきました。

最後になりますが、6つ目として、一昨日、12月3日、土曜日に開催いたしました「郡上市まちづくりフェスティバル」にも、議員の皆様方、あるいは多くの市民の皆様方に御参加いただきまし

た。ことし3月に発生いたしました東日本大震災において、コミュニティーの大切さ、また行政と住民との協働の重要性が改めて注目を集めました。 「災害時に助け合えるコミュニティーを目指して」をメインテーマに、「市民協働で取り組む安心・安全なまちづくり」について一層の理解を深める機会になったことと思います。あわせて、この式典におきましては、今年度の市政功労者といたしまして、個人9名と2団体の表彰をいたしたところでございます。

以上申し上げましたような数多くの催しが行われましたが、それらの実行・運営を担われました市民の皆様方、また出場されました団体、協力いただきました皆様方の御労苦に対し敬意を表するとともに、厚く感謝申し上げます。

そして、こうした催しを通じて、市民の力による郡上市のふるさとづくりが一層力強く進みますことを念願する次第でございます。

それでは、今定例会に提案いたしました議案、全部で21件、内訳といたしましては、人事案件1件、条例改正8件、補正予算10件、その他2件でございますが、その概要を申し上げたいと存じます。

初めに、議案第132号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

次に、条例改正関係でございます。

議案第133号は、郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてであります。障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、引用する法律の項番号を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第134号は、郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。国の通信・放送法体系の見直しにより、これまで放送形態により区分されておりました関係法律が「放送法」という法律一本に統合されたことに伴いまして、引用する法律名を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第135号は、郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部改正についてであります。今般、和良町内における移動通信用無線基地局2基の新設整備に伴い、その名称及び位置を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第136号は、郡上市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。市消防団による団員定数の見直し検討を行っていただいておりますが、その検討結果を踏まえ、消防団員の定数の適正化を図るため、所要の改正を行うものであります。内容としては、現行の条例定数「2,000人」を、現在の実際の充足団員数に近い「1,920人」に改めようとするものであります。

議案第137号は、郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。これも、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する法律の項番号を改めるため、所要の改正を行うもの

であります。

議案第138号は、郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。指定管理者が施設の利用に係る料金を直接徴収することができるよう規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。

議案第139号は、郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。同じく、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する法律の項番号を改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第140号は、郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。スポーツ振興法の全部改正に伴い、これまでの「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」へと改めるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第141号から議案第150号までは、平成23年度郡上市一般会計補正予算を初めとして、合計10の会計における予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計補正予算の主なものとしまして、歳出では、現年補助災害復旧事業、その内容といたしましては、農地農業用施設、林業用施設、公共土木施設の災害復旧でございますが、これにつきまして1億4,834万6,000円、社会資本整備総合交付金事業といたしまして3,595万円、また、今回の東日本大震災における多くの消防団員の方々の殉職に伴う消防団員の公務災害補償掛金の臨時増額分4,560万円、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業1,712万4,000円、戸籍住民基本台帳システム更新1,040万6,000円などの増額でございます。なお、職員異動、あるいは今般の人事院勧告に基づく給与改定、共済費の負担率の変更に伴う人件費の増減についても、今回補正をいたすことといたしております。

一方、歳入では、ただいま申し上げましたような歳出の財源といたしまして、農地農業用施設災害並びに林道災害の復旧費の国からの補助金、そして公共土木施設災害復旧費についての国からの負担金、合わせて9,825万6,000円、社会資本整備総合交付金として、これも国からの交付金でございますが、2,157万円、飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業の県補助金といたしまして1,070万2,000円、市債6,310万円の増額が主なものであります。

以上、歳入歳出それぞれ2億1,492万2,000円の追加をお願いするものであります。

そのほか、一般会計以外の特別会計、公営企業会計につきましても、職員異動、人事院勧告に基づく給与改定、共済費負担率の変更による人件費の増減、あるいは入札結果による事業費の減額等により、それぞれ所要の補正を行うものであります。

なお、このうち、議案第142号 国民健康保険特別会計補正予算におきましては、前年度繰越金の増額補正に伴い、国民健康保険基金から基金を取り崩して繰り入れることといたしておりました1億円を取りやめ、それによって基金の可能な限りの温存を図ることにより、国保財政の将来の財

政需要に備えようとするものでございます。

議案第151号は、郡上市土地開発公社の解散についてでございます。土地開発公社による公共用地の先行取得事業が完了し、設立目的を達成したため、同公社を解散しようとするものでございます。

議案第152号は、長良川鉄道第1白鳥踏切移設拡幅工事委託業務に係る工事委託変更協定を長良川鉄道と締結しようとするものでございます。内容といたしましては、委託協定金の1,682万円の減額をしようとするものでございます。

以上が、本定例会に提案をいたしました議案の概要でございます。議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして、ごあいさつ並びに議案の提案説明とさせていただきます。平成23年12月5日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございました。

○議長（池田喜八郎君） ありがとうございます。

---

#### ◎議案第132号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程3、議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

住所、氏名、生年月日と読んでいきます。郡上市八幡町新町925番地、水野千壽、昭和18年3月20日、68歳でございます。

再任をお願いするものでございます。水野さんにおきましては、平成24年の3月31日をもって任期満了となるということでございます。それで、任期については3年でございます。今までの委員歴としまして、5期15年の経験を有してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、ただいま説明がありました人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第132号は原案に同意することに決定いたしました。

---

◎議案第133号から議案第140号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。日程4、議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程11、議案第140号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてまでの8件を一括議題としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号から議案第140号までの8件を一括議題といたします。

順次説明を求めます。説明につきましては、できるだけ簡略に、要旨について説明をお願いいたします。

それでは、議案第133号から135号についての説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第133号 郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきますと、改正する条例の一部改正の条例の本文がございますが、1条におきまして、第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条におきましては、第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めるというものでございます。

附則では、この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

おめくりいただきまして、新旧対照表でございますが、ただいま申し上げましたように、第10条の2におきましては、その2号におきまして、下線のとおり、「第5条第12項」を「第5条第13項」というふうにするものと、その2行下で「第6項」を「第7項」と、その裏面には、第10条の

2の中で1号ですね。第2号、「第5条第13項」を「第5条第12項」というふうにして、新旧対照表でお示しをしております。

主なこの法改正でありますけれども、この第5条第4項につきましては、この新たに自立支援サービスとして、同行援護というものが追加されます。視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等につきまして、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供するという事で、このことによりまして項ずれが生じたものが1つでございます。これが追加となります。

また、削除される法第5条第8項というものにつきましては、これは児童デイサービスにつきまして、この障害者自立支援法から削除され、児童福祉法に移管、移行されます。そういうことによりまして、この部分で項ずれが生じたというものを改めるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第134号でございます。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。国の通信・放送法体系の見直しにより、放送形態で区分されていた関係法が「放送法」に統合されたことに伴い、引用する法律名を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、この改正する条例の本文がでございます。第1条中「有線テレビジョン放送法」を「放送法」に改めるというものでございます。

もう一枚おめくりいただきますと、新旧対照表がでございます。第1条におきまして、ただいま申し上げたような文言の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第135号、よろしくお願いいたします。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、移動通信用無線基地局2基の整備に伴い、名称及び位置を規定するため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきますと、現在、当初予算に計上をお認めいただきまして、計画的に整備を進めております。この中で、今般、和良町下洞の「下洞無線基地局」及び和良町三庫におきます「三庫村廻無線基地局」、この2基につきまして整備がここで完了をいたしますので、ここを鉄塔、こ

の無線基地局として条例に加えるものでございます。

1枚おめくりいただきますと、ただいまの2施設が追加となりまして、全体でこれまで7局ありましたが、これからは9の無線基地局となるということで、この2つが追加となるということでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 議案第136号、議案第137号についての説明を求めます。

川島消防長。

○消防長（川島和美君） それでは、議案第136号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、市消防団による団員定数の見直し検討結果を踏まえ、消防団員の定数の適正化を図るため、この条例を定めようとするものです。

1枚めくっていただきまして、第2条中「2,000人」を「1,920人」に改めるというものです。

新旧対照表のほうは、見ていただいたとおり、「2,000人」を「1,920人」に改めたいというものであります。

この消防団員の定数であります。この適正化の理由についてですけれども、団員定数が定められた時代からは社会情勢が変化しております。それから、少子・高齢化、人口減少、若年層の減少等により、年々、消防団員の確保が難しくなっているところなんです。

合併後の各年度の消防団員の実員数を見てみますと、最多で1,934人、最少で1,876人、平均で1,900人ということで、この定数2,000人から平均で100人減少してきているところなんです。

このようなことから、平成20年5月から郡上市の7方面隊のそれぞれで慎重に検討を重ねていただきました。その結果の方面隊定数案の合計をもとにしまして、さらに総合的に検討をしまして、本年の10月1日現在の消防団員の実員数なんです。これが1,916人、団員の確保が非常に厳しい中で、この1,916人を確保してきているわけですが、この実員数に近い1,920人とさせていただきたいというものであります。

続きまして、議案第137号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由ですが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるため、この条例を定めようとするものです。この一部改正についてですが、さきに説明がありました議案第133号、それから後に説明があります議案第139号と同じ理由による改正であります。

1枚めくっていただきまして、第1条ですが、第9条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるというものであります。

第2条としまして、第9条の2第1項第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

この第1条ですが、さきに説明がありましており、障害者自立支援法の第5条に「同行援護」という新しい項が追加されましたので、この第1条では、引用している項を繰り下げるというものです。

第2条につきましても、説明がありましたが、障害者自立支援法第5条に「児童デイサービス」の項が来年の4月1日から削除されるということで、引用している項を繰り上げるものであります。

もう一枚めくっていただきまして、新旧対照表ですが、第9条の2、これは介護補償の規定であります。その第2号、ごらんのとおり、アンダーラインの部分ですが、「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。それから、「同条第6項」を「同条第7項」に改めるというものであります。

その裏面をお願いします。同じく第9条の2の第2号であります。アンダーラインのところですが、「第5条第13項」を「第5条第12項」に改めると、項を繰り下げるというものであります。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 議案第138号について説明を求めます。

野田農林水産部長。

○農林水産部長（野田秀幸君） 議案第138号でございます。

郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、指定管理者が施設の利用に係る料金を徴収できるよう所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、条例でございますが、郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。郡上旬彩館やまとの朝市の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正するということでございます。

条例の条文の改正につきましては、後ほど新旧対照表のほうで説明させていただきます。

一番最後の附則でございますけれども、この条例は、平成24年4月1日から施行するというものでございます。

それでは、おめくりをいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第11条でございますが、指定管理者が行う業務の中に、第3号「旬彩館の利用に係る料金の徴収に関する業務」を入れさせていただくというものでございます。

それから、第12条、指定管理者の権限でございますが、第5条、第6条というのを第5条から第9条までに改めさせていただくというものでございます。これにつきましては、使用料の納入とか減免とかといったことを指定管理者の権限とするということを追加するものでございます。

それから、第13条について、1条挿入させていただくというものでございます。これは利用料金の収入でございます。第13条「市長は、旬彩館の管理を第10条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる」という第1項、それから裏でございますが、2項でございます。「前項の規定において、利用する料金は、別表に掲げる額の範囲において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする」、3項でございますが、「第1項の場合において、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる」という、この1条をここに挿入させていただくというものでございます。

内容につきましては、これまで使用者が、この施設は指定管理施設でございますけれども、使用者が使用料を市へ納入いたしまして、市は指定管理料を指定管理者にお支払いしております。これを新年度から改めまして、使用者が直接指定管理者のほうに、指定管理者が収受をするというふうに改めさせていただくというものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） 議案第139号について説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案の第139号を説明させていただきます。

議案第139号 郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市心身障害児通園施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由につきましては、先ほどの133、139とほとんど同様でございますが、障害者自立支援法の一部改正に伴い、引用する項番号を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

めくっていただきまして、新旧対照表の最後のページを見ていただきますと、市の心身障害児の通園施設の条例の中の旧のほうですが、設置のところで、第1条に「障害者自立支援法第5条第7項」というふうに規定しておりますが、今回の自立支援法の改定により、新しいほうで第7項が第8項のほうに繰り下がるということでございます。理由につきましては、先ほど出ております「同行援護」というサービスが新たに第4項に位置づけされたために繰り下がるものでありますの

で、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 議案第140号について説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 議案第140号でございます。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございます。スポーツ振興法の全部改正に伴い、体育指導委員の名称を改めるため、この条例を定めようとする。

スポーツ振興法でございますが、スポーツに関します施策の基本事項を定める法律としまして、ことしの8月に「スポーツ基本法」として新しく施行されてございます。その際に、市町村が委嘱します「体育指導委員」の名称が「スポーツ推進委員」に名称変更となったことによるものでございます。

1枚おめくりをいただきまして、一部を改正する条例の本文でございます。別表中「体育指導委員 日額6,000円」を「スポーツ推進委員 日額6,000円」に改める。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

最後のページでございますが、それに伴います新旧対照表を掲載してございます。別表の非常勤の特別職職員の区分、あるいは報酬、費用弁償等を掲載してございますが、その中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） お諮りをいたします。ただいま説明がありました8件については、議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま所管の常任委員会に付託いたしました議案第133号から議案第140号までの8件については、会議規則第46条第1項の規定により、12月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第133号から議案第140号までの8件については、12月19日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

ここで補正に入りますので、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時30分から予定いたします。

(午前 10 時 18 分)

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前 10 時 30 分)

◎議案第141号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程12、議案第141号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 議案第141号 平成23年度郡上市一般会計補正予算（第5号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページ目をお願いいたします。

平成23年度郡上市一般会計補正予算（第5号）。

平成23年度郡上市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,492万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299億5,447万4,000円とする。

2、省略させていただきます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正、第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

6 ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費補正」、変更分でございます。消防費、消防費の消防施設整備事業費2,576万2,000円を変更後3,864万3,000円にします。これは東日本大震災の関係で、小型動力ポンプ積載車でございます。生産開始されて、順調に今生産されておるということで、24年の12月までにもう2台が納品可能ということで、今回補正をさせていただきます。

「第3表 債務負担行為補正」、追加分でございます。市長及び市議会議員選挙ポスター掲示板リース経費、平成23年度から24年度までということで、79万1,000円、市長及び市議会議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去業務経費、平成23年度から24年度まで、313万7,000円でございます。現年補助災害復旧事業（公共土木施設災害）、これも平成23年度から24年度まで、2億128万6,000円でございます。

「第4表 地方債補正」、一般単独20億3,860万円が補正後に20億4,050万円、これは合併特例債

でございます。県営事業負担金の増によるものでございます。辺地対策事業 4 億 5,250 万円が 4 億 6,680 万円に変更でございます。社会資本整備総合交付金、生屋区内とぜんまい等による交付金の増による事業費の増による変更でございます。補助災害復旧事業 2 億 3,300 万円、2 億 8,050 万円に変更でございます。これは災害復旧費の増によるものでございます。過疎対策事業 2 億 1,240 万円が 2 億 1,180 万円、これも社会資本整備総合交付金の変更によるものでございますが、明宝の除雪ドーザーの関係が確定したために変更でございます。合計 40 億 4,650 万円、補正後には 41 億 960 万円でございます。

続いて、10 ページ目をお願いします。歳入、分担金及び負担金、分担金、農林水産業費分担金、補正額 708 万円、農業費分担金 688 万円、県営土地改良事業の分担金、これは県営中山間事業とため池整備の関係の分担金の増で 601 万円。農地農業用施設災害復旧費分担金 87 万円、これにおいては災害復旧費の実施に伴う増分の分担金でございます。林業費分担金 20 万円、林業用施設災害復旧費の分担金でございます。補助災害と単独災害の実施に伴う分担金の増です。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、補正額 271 万 2,000 円、これは障害福祉費の負担金で、障害者自立支援給付費の負担金で医療事業とか補装具の関係の国負担の増でございます。

災害復旧費国庫負担金、補正額 8,069 万 6,000 円、公共土木施設災害復旧費負担金でございます。これは河川災害が 18 カ所、道路災害が 5 カ所で、66.7% の負担率でございます。

国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、補正額 658 万 2,000 円、内訳で障害福祉費補助金 73 万 2,000 円、これは地域生活支援事業費の補助金でございます。国庫補助の増で、国が 2 分の 1 でございます。児童福祉費補助金 585 万円、次世代育成支援対策交付金につきましては減額の 1,157 万 6,000 円ということで、国の事業の廃止に伴う減でございます。その上で移行して、子育て支援交付金という中で 1,742 万 6,000 円の増でございます。

土木費国庫補助金 2,040 万円、道路橋りょう補助金、建設機械の整備事業補助金、減額の 117 万円でございます。これも除雪機械、先ほどの明宝、ドーザー等の事業確定による減額でございます。3 分の 2 の補助でございます。また、社会資本整備総合交付金 2,157 万円と、これは追加交付の決定による増でございます。60% の補助です。

県支出金、県負担金、民生費県負担金、補正額が 135 万 6,000 円です。障害福祉費負担金でございます。これにおいても、障害者自立支援給付費の負担金で、県負担金の増で、4 分の 1 でございます。

県支出金、県補助金、民生費県補助金、補正額 329 万 5,000 円、障害福祉費の補助金で 36 万 6,000 円、これは地域生活支援事業費の補助金で、移動支援事業でございます。4 分の 1 の県の補助でございます。福祉医療費補助金 172 万 3,000 円、母子家庭等医療費負担金助成事業補助金、これは受診件数の増によるものです。福祉医療費の助成事業審査支払事務費の補助金 8 万 1,000 円、これにお

いては審査件数の増でございます。父子家庭医療費の助成事業補助金、通院の件数並びに単価の増ということでございます。この福祉医療費の補助金は20分の9の補助でございます。児童福祉費補助金120万6,000円、地域子育て創生事業補助金でございます。これは婚活事業に対する県の補助金と、またNPO法人がNPプログラム講座、親支援でございますが、その関係の補助金でございます。10分の10です。

農林水産業費県補助金1,743万7,000円、農業費補助金580万2,000円、中山間地域等直接支払交付金10万円でございます。これは協定面積の増によるものです。飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業補助金1,070万2,000円、これにおいては大和のライスセンターへの色彩選別機導入による県補助金で、25%でございます。強い農業づくり交付金、減額の500万円です。これは事業の不採択による減額でございます。農地費補助金560万円、県単土地改良事業補助金ですが、追加に伴う補助金の増でございます。林業費補助金603万5,000円、県産材需要拡大施設等整備事業補助金、これは保健センターの関係の県産材の利用による県の補助金でございます。

災害復旧費県補助金1,756万円、農林水産施設災害復旧費補助金855万円でございます。これは農地災1カ所、また施設災が4カ所の補助金でございます。農地災においては50%、また施設災においては65%でございます。林業用施設災害復旧費補助金901万円、これは林道災3カ所で、補助率が65%でございます。

県支出金、県委託金、総務費委託金、補正額減額の2,444万3,000円、選挙費の委託金です。これは県会議員選挙が無投票になったための減額でございます。

財産収入、財産売却収入、不動産売却収入、補正額1,359万6,000円、土地建物売却収入で719万6,000円、これは国道156号の二日町歩道改良に伴う移転代替地、白鳥のJR跡地の1区画の売却の収入です。立木売却収入640万円、これは市有林において利用間伐による間伐材の増ということで、搬出が当初400立米見ておったのが880立米ということでの売却収入でございます。

寄附金、寄附金、教育費寄附金、補正額15万円、教育費の寄附金、保健体育費への寄附金でございます。これは少年スポーツに対する寄附金と清流国体に対する寄附金でございます。

繰越金、繰越金の繰越金です。補正額546万6,000円、前年度繰越金です。

諸収入、雑入、雑入で補正額、減額の6万5,000円です。内訳として、総務費の雑入ですが、712万9,000円、これは職員明日の会ということですが、不適正経理に伴い発生した加算金相当額の職員からの自主返納分でございます。土木費雑入、減額の800万円、土木関係事務事業附帯雑入で、助成制度の廃止ということでございますが、それに伴う減額でございます。消防費雑入80万6,000円、消防施設管理雑入で75万7,000円、これは高速道路の救急関係の支弁金の増でございます。消防団員安全装備品整備等助成金ということで4万9,000円、助成事業の決定に伴うものです。

市債、市債、農林水産業債、補正額、減額の820万円、農業債です。これは合併特例債です。

土木債2,380万円、道路橋梁債で、合併特例債においては1,010万円、辺地対策事業債においては1,430万円、過疎対策事業債においては減額の60万円です。

災害復旧事業債4,750万円、補助災害復旧事業債で、公共土木施設災害復旧債が4,020万円、農地農業用施設災害復旧債が350万円、林業用施設災害復旧債が380万円でございます。

続いて、14ページの歳出です。

まず、歳出の中の説明欄に、職員給与費という欄が多く出てきます。職員給与費においては、職員異動、また人事院勧告、共済負担率の変更に伴うものでありますので、数字だけの読み上げで省略させていただきます。

議会費においては、補正額59万1,000円、議員報酬で減額の68万7,000円ですが、これは議員の辞職に伴うものと、また補欠選挙に伴う議員報酬の減でございます。給与費においては127万8,000円です。

総務費、総務管理費、一般管理費、補正額1,292万3,000円、特別職の給与費減額の40万3,000円、これは市長、副市長の給料の減、また共済負担の関係でございます。職員給与費においては1,464万1,000円、臨時職員共済費37万8,000円ですが、厚生年金保険率の改定ということで、8.029が8.206に変更になるということです。緊急雇用事業の臨時職員共済費11万2,000円、これは新規の採用者保険料の増ということです。総務管理費の事務経費が減額の180万5,000円、これは身体障害者枠での採用がなかったということで、賃金分の1名分の減でございます。

財産管理費1,352万9,000円です。内訳として、市有林整備事業ということで215万円ということです。これは先ほどの利用間伐という中で搬出材の増加による販売手数料と運搬費の増ということでございます。財政調整基金積立金712万9,000円ですが、これも不適正経理に伴う自主返納分を財政調整基金のほうへ積み立てるとということです。その他特目基金積立金でございます。425万円ですが、これは公共施設整備基金への積み立てということで、市有林での利用間伐で間伐材の収入が、売り払い収入が見込めると、見込んでおるという中で、その部分において公共施設整備基金のほうへ積み立てると、これは215万円と640万円の差し引きした事業費でございます。

企画費においては100万円、安心子ども基金婚活支援事業ということでございます。これにおいては、NPO法人が実施したためのものでございます。

続いて、総務費の徴税費、税務総務費、減額の1,266万6,000円、これは職員給与費でございます。減額でございます。

総務費、戸籍住民基本台帳費でございます。補正額、減額の137万3,000円、職員給与費が減額の1,177万9,000円、戸籍住民基本台帳システム更新等経費ということで、住民基本台帳法の改正によって、住民記録システムの改修ということですが、今回、住基が転出されてもそのものが使えるという形と、また外国人登録の関係が大きく変わるということで、システムの改修を行うもので、委

託料で1,040万6,000円でございます。

総務費の選挙費、県議会議員選挙費、減額の2,458万7,000円、これは県議会議員の関係の無投票による減額でございます。

18ページの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、補正額、減額の3,561万4,000円、職員給与費が減額の3,567万2,000円、また国民健康保険の特別会計の繰出金で5万8,000円です。

福祉医療費、補正額350万1,000円、これにおいては母子家庭医療費の助成事業で224万円、受診件数の増による扶助費の増でございます。また、母子医療費の審査委託事業14万7,000円、これは審査委託件数の増によるものです。父子家庭医療費の助成事業ということで108万1,000円、これは通院受診件数と単価の増による扶助費の増です。父子医療費の審査委託事業で3万3,000円、審査件数の増によるものです。

障害者福祉費1,601万6,000円、これにおいては自立支援給付自立支援医療事業で372万4,000円、生活保護受給者及び単価の増による扶助費の増です。自立支援給付補装具費の給付事業170万円、これにおいては高額な補装具給付による扶助費の増です。地域生活支援事業は、移動支援事業ということで、利用回数による増で146万5,000円です。社会福祉施設等整備事業912万7,000円、これにおいては旧施設の取り壊しと敷地造成でございます。ひまわり教室等の取り壊し、また保健センターの駐車場の整備の工事費用でございます。

老人福祉費1,353万2,000円、これは繰出金で、介護サービス事業の特別会計への繰出金でございます。

介護保険事業費、減額の55万円ということで、これも介護保険特別会計への繰り出しでございます。

国民年金事務費、減額の39万7,000円、職員給与費でございます。

老人福祉施設運営費、補正額75万円、これは養護財産管理経費ということで56万1,000円ですが、偕楽園の空調関係の修繕費用です。養護生活経費ということで18万9,000円、これは無年金者日用品の支給の増に伴うものです。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費470万5,000円、これは地域子育て支援拠点事業ということで449万9,000円ということで、この地域子育て支援センター事業の補助金で、経過措置対象分の増です。5の保育園の関係でございます。また、NPプログラム講座開催事業においては20万6,000円ということで、親支援講座を行ったということでございます。

保育園運営費、減額の243万8,000円、職員給与費が減額の512万9,000円、保育園管理運営経費が494万8,000円です。これは職員配置がえに伴う増と、また修繕に伴う増で、北濃保育園、また、たかす保育園の修繕でございます。

衛生費でございます。保健衛生費、保健衛生総務費970万5,000円、職員給与費が1,041万1,000円、

また病院事業会計繰出金が減額の70万6,000円です。

環境衛生費、減額の23万2,000円、これにおいても下水道特別会計の繰出金、個別排水の関係でございします。

衛生費、清掃費、清掃総務費、補正額231万5,000円、職員給与費でございします。

農林水産業費、農業費、農業委員会費124万6,000円、これにおいても職員給与費の補正でございします。

農業総務費、減額の1,299万9,000円、これも職員給与費の補正でございします。

農業振興費1,480万9,000円、これは中山間地域等直接支払交付金で13万5,000円ということで、交付対象面積の増加でございします。2万8,518平方メートルの増加でございします。飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業1,712万4,000円、これは大和ライスセンター色彩選別機の導入による補助でございします。強い農業づくり事業、減額の500万円ということで、これは事業の不採択によるものでございします。有害鳥獣対策地域力支援事業255万円と、これは鳥獣被害の防止さくの設置の増加でございしますが、電気さくと特に捕獲おり等が増加しておるという状況です。

畜産業費、減額の416万6,000円、職員給与費の補正です。

農林水産業費、農地費、農地総務費、減額の1,272万5,000円、職員給与費が減額の842万7,000円、また下水道特別会計繰出金、農業集落排水関係ですが、減額の429万8,000円です。

土地改良費においては、補正額1,166万3,000円、市の単独土地改良事業として20万9,000円ということでございします。八幡地区の下津原地区において換地計画法手続に係る業務委託料です。県単土地改良事業1,400万円、これにおいては追加に伴う事業費の増ということで、農道舗装が八幡で1路線、和良で1路線に伴うものです。県営郡上南部広域営農団地農道整備事業、これは減額の1,199万9,000円で、これは県営事業の事業変更に伴う負担金の減でございします。県営中山間地域農村活性化事業分担金1,425万3,000円、県営事業の変更に伴う負担金の増でございします。県営ため池事業、減額の480万円ですが、これは八幡の鬼谷ため池の事業費の変更に伴う負担金の減でございします。

農林水産業費、林業費、林業総務費で減額の1,652万9,000円、職員給与費の補正です。

商工費、商工費の商工総務費、減額の1,236万7,000円、これも職員給与費に伴う補正です。

商工振興費、補正額7万7,000円、工場等の設置奨励金交付事業で固定資産、償却資産の申告による確定に伴うものです。

観光施設費184万円、観光施設維持管理経費ですが、これはハートピア四季のボイラーの設備の取りかえということの費用でございします。

土木費、土木管理費、土木総務費で補正額、減額の596万2,000円、職員給与費が減額の656万3,000円、下水道特別会計繰出金、特環ですが、これが9万円の増です。下水道特別会計繰出金で

公共下水、51万1,000円の増です。

土木費、道路橋りょう費、道路橋りょう総務費、補正額減額の890万1,000円、職員給与費に伴う補正です。

道路新設改良費、補正額4,665万円、これは合併特例道路整備事業の関係におきましては、美並の相戸地区において工事請負費から土地購入、また補償費への組み替えというものが1,620万円、また県営道路改良事業負担経費で1,070万円、これは県管理の道路改良事業の追加に伴う負担金の増でございます。また、社会資本整備総合交付金事業3,595万円ということで、これは交付決定とか事業間調整による増ということで、八幡の生屋区内の1号線と高鷲のぜんまい2号線の関係で工事請負費がふえたということでございます。

除雪対策費、減額の173万7,000円、除雪機器整備事業ですが、これは除雪機械の購入の確定で、明宝の除雪ドーザーの1台の更新の確定でございます。

都市計画費、都市計画総務費、減額の842万6,000円、職員給与費が減額の42万6,000円、郡上市景観百景プロジェクト事業、減額の300万円、これにおいては助成事業の廃止に伴う事業の減でございます。郡上市計画事業、減額の500万円というのは、助成事業の実施要件の変更によって不採択になったということでの減額で、この2件とも委託料でございます。

土木費、住宅費、住宅管理費263万3,000円、職員給与費の補正に伴うものです。

住宅建設費、補正額368万7,000円、分譲宅地用地購入事業でございます。これは国道156号の二日町の歩道改良の関係での代替地として、土地開発基金用地を取得するための費用でございます。面積が257.01平米でございます。

消防費、消防費、常備消防費、減額の129万3,000円、職員給与費が減額の129万3,000円と、また消防活動経費においては、先ほどの高速道路の支弁金を充当するための財源内訳の変更でございます。

非常備消防費4,565万円と、内訳においては消防団活動費、これは消防団員の安全装備品整備事業の助成決定ということで、反射チョッキを68着分の5万円でございます。また、消防団員等公務災害補償経費で4,560万円の増ということで、これは東日本大震災に伴う掛金の増ということで、1人当たり2万2,800円の増ということで2,000名分でございます。

教育費、教育総務費、事務局費、補正額653万8,000円、教育長給与費が4万9,000円でございます。これは給料の減と共済費の共済負担率の変更に伴うものです。職員給与費487万4,000円でございます。心の教室相談事業161万5,000円、これは相談員の勤務時間数の増加に伴う補正でございます。賃金でございます。

学校通学対策費においては、補正額はゼロでございますが、スクールバスの運行経費ということで、修繕費においてはスクールバスの修繕でございます。また、委託料においては運行委託料の入

札による減で360万円ということでございます。

教育費、小学校費、学校管理費においては減額の170万4,000円、職員給与費が減額の614万6,000円、小学校施設管理経費ということで444万2,000円で、吉田小学校と明宝小学校においての修繕費でございます。

教育費、中学校費、学校管理費638万円、職員給与費に伴う補正でございます。

幼稚園費で補正額は減額の52万2,000円ということでございますが、職員給与費ということで590万6,000円の増、また幼稚園管理事務経費ということで減額の642万8,000円でございます。これは職員異動によって、やまびこ園に園長が正職員で配置されたことに伴いますとともに、保育士の配置がえ等に伴う減でございます。

教育費、社会教育費、社会教育総務費1,649万2,000円、これは職員給与費が1,583万円、社会教育事務経費が66万2,000円、職員の異動に伴う日々雇用職員を採用するために社会教育事務経費の補正でございます。賃金でございます。

社会教育施設費77万円の補正額でございます。修繕費でございますが、これは八幡の文化センター施設管理費ということで、これは転倒防止のために利用者用の階段の踊り場の撤去費用等でございます。

保健体育費の保健体育総務費、補正額49万円、職員給与費が49万円ということと、国体開催事業と少年スポーツ推進事業においては、寄附金を充当するための財源内訳の変更でございます。

学校給食管理費、減額の1,627万8,000円、職員給与費に伴う補正でございます。

災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費で農業施設災害復旧費、補正額は1,611万円、内訳においては、現年補助災害復旧事業（農地農業用施設災）5カ所、これが1,350万円、また単独災害復旧事業ということで261万円ということで、水路が6カ所、農道関係が3カ所でございます。

林業施設災害復旧費1,645万2,000円、これにおきましても現年補助災害復旧事業ということで林道災ですが、3カ所、1,386万2,000円、また単独災害復旧事業22カ所で259万円でございます。

災害復旧費の公共土木施設災害復旧費で補正額1億2,633万4,000円です。これにおきましても現年補助災害復旧事業合計23カ所で、河川18カ所、道路災5カ所で1億2,098万4,000円、また単独災害復旧事業で535万円で、河川が3カ所、また道路災が12カ所でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（池田喜八郎君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 19番 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） ちょっと確認ですけれども、この財産収入のところの立木売却で640万円、そしてこの補正のほうで215万円ということで、前のと合わせると540万1,000円ということに

なっておりますけれども、この540万1,000円でもって、全部の——これは説明書の概要の4ページに市有林整備事業という中で出ておりますけれども、この金額で、すべてこの搬出事業が済んだのかということについて、要するに、100万円の収入があったということなのか、そこら辺のところをちょっと詳しく説明してください。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 今回、当初400立米見ておったというのは、あの880立米になったということで、440立米の搬出と売払手数料を入れると215万円ほどかかるということで、収入のほうにおいては、現在440立米においては640万円の収入を見ておるという形でございます。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） その説明だったら余計わからんようになるけど、要するに当初のときに325万1,000円という計画でもって、要するにその400立米ですか、400立米を見とったけれども、880立米あったと、それで今補正する、そいつの金を補正するのは215万円ですか、215万円を補正して、こんだけでこの880立米出したその経費が全部なんかどうかっていうことを今聞いたわけです。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 済みません。この215万円については、今回の補正分のみでございます。それで、当初は400立米を見ておったということですが、あの搬出については当初126万円ほどの400立米について見ておるということで、この分と今回の215立米ですが、それを足しますと……

（「215万円」と呼ぶ者あり）

○総務部長（服部正光君） 215万円です。

（「215万円」と呼ぶ者あり）

○総務部長（服部正光君） はい。215万円が今回の440立米に対する搬出でございます。それで、当初予算と足したものは、全部の搬出の費用でございます。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添生君） そしたら、ちょっと調べて、後で説明できるようにしてください。これ、今の余分の分だけが、結局、予定の分が400立方を350万円で出すと、そういう予定のやつが、ものが880立方あったということですので、結局、その前の分で400立方出したという話ではないんで、結局、その見込みが違ったということなんですね。あの収入というか、材積の見込みが違ったということですか、場所がふえたというか、結局、そして出したら総量が880立方あったんで、前の350

万円では足らんで、補正して、総額で540万円で、640万円のその売り上げがあったのか、またほかにも委託料とか、何かあったのかということをやっと聞いてみることでありまして、仕事はどこでやってもらったんやということも、そしたらあわせてお聞きします。

○議長（池田喜八郎君） 総務部長、よろしいですか。

○総務部長（服部正光君） ちょっと調べて……。

○議長（池田喜八郎君） 調べてよろしいですか、報告は。

○19番（美谷添生君） はい、いいです。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま質問が出ておる件であります、関連でちょっとお願いやら質問するわけですが、市有林の伐採、そういう事業でございますが、事前のそうした状況についてはお伺いをしておるわけですが、しかし、400立米から800立米へといひますか、大変量がふえておるといふ事情がここにあるわけですが、要するに、その市有林の管理、あるいはそうしたものの財貨というものを処分する手続において、当然当初見込みを立てられて事業運営されるわけですが、その辺のプロセスについて、どのぐらいの財貨を認可して認めて、その中でどういう処理経費等々を算段して、予算を計上し、最終的には収支報告というような形で予算上は出てくると、こういう流れで我々は普通理解するわけですが、今回については、大変財貨がふえたと、こういう事情の中で、私どもとしては、市有林といえども、どこの地点の市有林を、そういうものを財産に処分したのかという点が大変わかりにくい点がありまして、お願いとしては、そうした経緯についての説明を本定例会のこの予算審議の折には添付をしていただきたいという、たしかお願いしとったんですが、ただ、どこをどういうふうに伐採したかということは、これは皆伐でございませぬので、抜き伐というんですか、すぐってやるというような、指定についてはなかなか土地把握ができないという事情はお聞きしておりますけれども、やはりただいまのように、どういう経緯の中でそうした財貨を見積もって、最終的に処分をされて、いかほどの市場単価というようなものでもって、差し引きどんだけの収支があったというような説明書というか、そういうものも添付して、この際お書きをいただきたいというお願いしとったわけありますので、ただいま御審議がありましたその点についても補充しまして、改めてその点について確認という意味でございますので、そろえられるものはそろえて説明していただきたい。お願いしときます。

それから、その上にあります土地の問題もありますが、土地につきましても、これは道路改良に伴うところの立ち退きに関する代替地ということで、売却処分等々がされておりますが、この辺の経緯も、恐らく所管等ではそれは相当な審議はされていると思うんですけれども、私どもとしては、どの区画をどのように処分していった、その辺の契約条項としては多分三者契約じゃないかなとい

う思いをしておるんでありますが、その辺の手続が、どういう形態でこの契約が成立して、処分されたか、処理されたかという、その経緯ができれば、概略で結構でございますけれども、お尋ねしたいというふうに思います。

ちょっと待っておくれ。続けてちょっとやっときます。申しわけございません。せっかくでございますので——ひとつずつのほうがええか。

○議長（池田喜八郎君） 美谷添さんの質問と一緒に、立木の場所とあれば、資料は後から出します。今の土地につきましては答弁いただいて、後は続けてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 美谷添生君。

○19番（美谷添 生君） ちょっと済みません。私、資料の見落としがあつて、言いましたけれども、この収入の2ページ目の立木売払のところで、640万円の補正というふうになっておりますので、要するに440立方が今の640万円というふうに思ってもいいのか、前の部分は400立方で、この今の補正前の額やもんで、そういうふうに思ってもいいんかということもあわせてひとつ、後ほどでいいですけども、説明をしていただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） それでは、後ほどその資料を添えて説明させていただきます。

それでは、土地売り払い収入の質疑だけ。

○総務部長（服部正光君） 今の土地の売り払いですけども、この件につきましては、国道156号線の県事業でやっていただいております二日町歩道で1軒補償の家がかかるということで、いろいろそのかわられる方も個人で探してみえたわけですけども、なかなか適地がないというようなことで相談を受ける中で、今回、白鳥の今の造成しましたところを市としてあつせんして売却するということで、三者契約ではやっておりません。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○21番（金子智孝君） 説明はそんだけのことやね。いい、もう了解するもないが、あそこへやったということやな。

○議長（池田喜八郎君） そしたら、質疑を続けてください。

21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ページ数ですが、7ページに関する件ですが、1点、県営中山間地域農村活性化整備事業、八幡地区圃場整備採択に係る事業の追加に伴うという、そう云々ありますが、この下津原地区という件であります、この地域におきましては、旧来、農業用水の関係の修理、修繕、改修等々の地域要望というのがありまして、その点につきましては当該課におきまして鋭意検討を進められておったという経緯は、その辺までは承知しておるんでありますが、その後に圃場整

備にかえたという形で、これ予算計上をされておりますね。いわゆるその地域の圃場整備を行いたいということを了とされまして、前手続としては、設計化、設計というんですか、その辺の事業採択に向けての手続のための予算を計上されたという、そういう内容になっていますけれども、その辺の経緯については、当然全面的な地域でやるのか、一部地域でやるのか、あの辺の地域の状況ですよね、下津原地区の。

その辺は、要するに、当初のその農業用水が漏水するとか、大変あの形状はちょっとよくわかりないと思いますが、若干その浸水したりするおそれもあるその用水路がありまして、その改修については前々からお願いをしとった経緯はあります。それではなくて、今回は圃場整備という1つの事業を起こして、その中に含めて用水路問題も一気に、土地の形状も、大変あそこは古い圃場整備地域でありますから形状も悪いわけありますので、それもあわせて事業採択に向けてというふうに、この説明では、予算書では言われておりますが、その辺の経緯をもうちょっと少し具体的に言っていただきたい。ここはちょっとあんまり慌てんようにしてください。

それから、そのページ、同じであります、南部営農団地の整備事業、マイナス1,199万9,000円という事業補正があります。この点につきましても、いささか私どもとしては詳細を承知しておりませんので申しわけございませんが、あの事業はまだまだ延伸していただかなければならない事業なんですよ。

そこで、特にあえて申し上げておきたいのは、南部営農団地のいわゆる南部広域農道という事業であります、工区そのものがあると思ひまして、いろいろなところからかかっておられるのは承知しておりますが、南部農道のこの初納側のほうからもやや延びているという事業の内容があります。御存じだと思いますが、その中で、特別その1,100万円という、大変、事業としては1億5,000万円ほどの事業を落としたもんですから、負担金が減ったという理屈になっていますので、落とす理由がですね。いかなる理由でそういう事業を落としたのかと、あるいは振りかえするような事業が近隣にないのかどうかという点もあわせて予算措置がとられてあるんならば、私どもとしては大変理解できますが、落とすだけ落として、やるべき事業もやらずにというようなことでは大変遺憾なことでありまして、特に当該地域においては、あの八幡斎苑という、ある面でいうと公共の目的のための事業箇所がありまして、相当交通的には頻繁に利用しておる状況も一部あります。全面開通していませんので一部であります、しかし、特にあの当該地域においては、地元的な1つの事由もございまして、大変あの斎場が近年ふえてきておると、当初は、言うまでもなく、地域としては、八幡地域内の限定施設として、その関連の斎場として御利用いただくということについてはやぶさかではないけれども、他地域の広域的な利用についてはいささか問題があるという御指摘も前々からしとるわけありますから、そういうところで、本当に最近の報道等を読みますと、一部の利用が非常にふえてきたと、ある程度広域的な施設になってきたと、そういう中で、道路の施設

要望というものも前から言っており続けとることでありますが、今回事業は落とす中で、そういうところは配慮あるのかないのか、その辺大変微妙な話ではありますが、大変答弁しにくいかもしれませんが、その辺の明確な点がいただければありがたいと思っています。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 最初の下津原の件でございますけれども、今、中山間事業で八幡地域を来年度から県営事業で採択してもらうという予定をしております。

その中で、今金子議員が言われたように、用水路が非常に漏るというようなこともありまして、今の下津原地区につきましては、以前に県営でちょっと下流までは圃場整備はやってありますけれども、一部まだ圃場整備がやってないという中で、やはりその中山間事業の中のメニューとして圃場整備も1つのコースとしてあるわけですが、その中でやはり圃場整備をすることによって、今の水路から漏って道へ出るとかというようなことも含めて整備したいということで、地区としても圃場整備を実施してもらいたいという中で、市として、事前に法手続の下準備的なことは市のほうでやるという、やってもらうということで、今回補正に上げさせていただきました。

それから、あの広域農道につきましては、端的に言いますと、当初、県のほうが毎年5億円程度の予算で計画してみえたのが、3億4,000万円ぐらいの事業費しかつかなかったという中で、広域農道につきましても、たしか平成44年ごろだと思いますけれども、そういう長い計画年度を今聞いておりますけれども、やはりその早く効果の出るように地域と地域を結ぶとか、そういうところを重点的にやっていただくように市のほうもお願いしておりますし、予算の関係のことで補正とかがついておりませんが、裏返して言うと、中山間のほうへは非常に追加が来るとということでございますけれども、市としても、今の広域農道につきましては非常に長い区間で、もうとにかく早く効果の出るように地域間を結ぶように県のほうへも要望しておりますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ありがとうございます。

下津原の件につきましては、そういうメニューの中の1つとして、県のほうで採択していただいて、できれば、そりゃ圃場整備的なことを絡めれば事業が明確になりますし、ちいとばかりのそそくりということじゃなくて、基本的なことになるわけですので、ただ、経緯を先ほどちょっと申し上げましたが、改修事業という形での、最初は地域の皆さん方はそういう意味の話でございましたが、今回圃場整備事業という形で事業採択されていきます。地元の負担というものが例えばあるとすれば、その地域全体に係るそういう地域負担、地元負担というものがあるかないか、確認。その辺は同意とれておるのかどうか、その辺の確認だけ1点していただきたいと思います。

それから、これは大変申しわけなんです、市長は大変あれなんです、この南部農道、広域農道の件につきましては、大変長いスパンの事業でございまして、いろいろなところから事業がスタートしたり、途中でとまったり、いろいろ経緯はありましたが、最終的には1本のいわゆる線としてですね。トンネルという形のものはありませんでしたが、それは明るい部分で抜けようと、それについては地域も同意も得ようと、こういう手続のもとに、1本の線として旭大橋までつながっておるといふ、そういう計画路線でございまして。

そこで、さっき若干申し上げましたが、地域的な事由で申しわけございませんが、あそこは斎場でございます。それが大変、最近新聞報道もございましたが、利用率が大変高まってきたと、そのことはある面では施設が十分利用されておるといふことにはなりますが、地域としては当初の思いとは大分違ってきたと、八幡地域ということでは、百二、三十件ぐらいの大体件数であろうと思うんですが、もう300件を超えてきたという、その事情のもとで、そうした道路整備事業についてもあわせて並行して行っていただくということが、1つの事業の御了解の中に入っておったわけでございますので、何とかその辺をですね。余分によこせということは申し上げてありませんが、やっぱり並行整備というような形で、その施設がさらに活用できるような、通り抜けできれば、また違った運用もできる可能性もある道路でございまして、その点はひとつ念頭に置きながら対応していただきたいということを要望的をお願いしておきますので、御答弁いただければ、できれば一言いただきたいと思っております。

○議長（池田喜八郎君） 確認と。

日置市長。

○市長（日置敏明君） それでは、ただいま後段のほうの南部広域農道に関連した御質問でございますが、金子議員御指摘のとおりで、八幡斎場の利用に関するいろいろ地元との話し合いの中で、この南部広域農道の早期整備というものを非常に地元の皆様方が、今後非常に広域的にこの斎場を利用していただくための1つの条件と言うと語弊があるかもしれませんが、そのことをあわせて非常に強く要望しておられるということは、私も認識いたしております。

今、この南部広域農道、非常に県も予算が少ない中で、しかも当初、私どもが今回結果としてこの程度はやっていただけるだろうと、例年からの事業ペースでやっていただけるだろうと思っておりました事業費が、実際にはそこまで行かなかったということで、まことに申しわけなく思っておりますし、また、そうした個別の地域事情というものもよく踏まえて、いろいろと整備のそれぞれ県のほうで進めておっていただけます箇所についても、十分その点を踏まえて要望してまいりたいというふうに思っております。

最近、御指摘のように、各斎場、いわゆる火葬場の利用につきましては、大変自宅葬が減り、セレモニーホールという形で葬儀を行われるという状況がふえてまいりました関係で、やはり八幡

におけるセレモニーホールを八幡町外の皆様方も多く活用、利用されるという中で、そうした結果を招いてきております。

現在のところ、何とか地元の皆様方には、そういう八幡地域内のセレモニーホールで葬儀を挙げられた方の火葬については何とか地元で御理解をいただくという形で今推移しておりますけれども、先ほど御指摘の点については十分踏まえて、今後の県における南部広域農道の事業の推進についても、いろいろと要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 同意については、これからだというふうに思っておりますし、負担金につきましても、地元負担ということで負担していただくということになります。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 先ほどの立木の売払収入、当初においては400立米の8,000円という単価を見ておりました。これは、杉を中心という形で、前年度の実績の中で320万円見ておったということでございます。それで、今回現地のほうへ行きまして、いろいろな形で調査しまして、立木調査した中で、400立米ほどの杉と、新たにトータル880立米になりましたから480立米ですけど、これにおいてヒノキも搬出できるということで、640万円ほどの歳入を見させていただいたということです。

それで、今回の補正においては、640万円の補正という形でございます。この単価においては、前年度がヒノキの場合1万6,000円ほどでしたが、ことしにおいては、その辺ちょっとまだ安全的なものを見て、1万3,000円ほどの単価を見ておるという形でございます。

それともう一点、大変申しわけないんですが、この概要の中で、立木の215万円とございます。21291の市有林のところ、今回この収入とこの21320、その他の特目基金積立金のところに425万円でございます。この2つの部分が今回の補正の部分でございます。

それと、先ほど資料の提出をという形で言われまして、総務委員会のときに言われましたので、ここへお配りすればよかったんですけど、ボックスのほうにですね。大変申しわけございません。言われてからすぐ入れたんですけど、その中に、施業の条件不利公的整備加速化事業ということで、施業内容、施業箇所と利用間伐したところの面積、その後ろに色で分けてございますが、ピンクが施業箇所、また利用間伐したところが地区ごとに色が分けてございます。このような形で御報告はさせてもらったと思いますが、大変申しわけございません。ここへお配りすれば一番よかったと思うんですけど、その辺不手際がありましたので、お許しをいただきたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 各自のレターボックスに入っとるそうですので、場所、地図が。

よろしいですか、先ほどの、美谷添議員、よろしいですか。

○19番（美谷添 生君） 了解です。

○議長（池田喜八郎君） はい、了解。

そのほか質疑。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 8番 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） それでは、質問をいたしますけれども、4ページの安心こども基金婚活支援事業でございますけれども、今回県の支出金で100万円という補正を組まれておりますけれども、これはNPO法人が実施ということになっておりますが、市でも別の事業としてやるというふうに伺っておるわけでございますけれども、もう少し詳しくその辺の説明をお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） ただいまの御質問でございますけれども、この安心こども基金の概要は、厚労省が平成20年度の補正で組まれた全国的にいいますと、これ1,000億円ほどの事業規模のものでありまして、各都道府県に基金を造成して、いわゆる子どもの育成の支援を各県において進めるというふうなことの取り組みが平成21年度から行われております。

岐阜県におきましても、岐阜地域子育て創生モデル事業ということで、21年度にはですね。21年度、22年度と、ずっとこう行われてきておりまして、その一環で23年度に、これまではどちらかというと、いわゆる育成のほうでしたけれども、婚活ということで今回23年度初めて取り上げていただけたというふうに思っております。

これも、実を言いますと、そうした県の事業の公募に対しまして——公募っていうか、周知に対しまして、市内のNPO法人のつくしんぼというNPO法人がありますけれども、ここが県とその制度の活用に向けまして相当御尽力されまして、ここが、市としてはもちろん市の事業として取り組みをさせていただいておるところでございますけれども、このつくしんぼの皆さんも、みずからそういう取り組みをしようということで県に手を挙げられた経緯がございます。

つくしんぼでは、子育てサロンの運営、あるいは読み聞かせ事業、環境保全等々やっておられまして、23年度におきましては、これまでもやってみえたということですけど、婚活推進事業ということで、一つは、郡上市の場合は日帰りのイベントを組んでおりますが、泊まりがけでやはり盛り上がるような事業をやろうという御計画をされてみえます。そしてもう一つは、そういうふうな結婚情報を知りたい皆さんに、そういうふうな、インターネット上からそういうふうな情報がとっていただけるような、そういうものを構築していくと、こういうふうな事業を組まれるということで、今年度全体でいいますと、160万円ぐらいの自主事業に対して100万円県の補助が充てられるということでございます。

ただ、この県の事業が、市のこの会計を通してお渡しするということですので、100%、100万円県からいただいて、それから郡上市から100万円、そのNPO法人に交付をさせて、応援、支援を

させていただくと、こういうことでございます。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 村瀬弥治郎君。

○8番（村瀬弥治郎君） お伺いいたしましたが、それで、100万円ということは、160万円のうちの100万円で、これは県のお金を市が通していくというだけのことだと聞きましたが、確かにそれは、お金のことはお金のこととしていいんですけども、やはりトータル的には実施したその効果というものが一番大事なものですから、そういったものを含めて、やはりもしその市の事業と統合的にできることがあれば、今後進めていくことも大事だと思いますし、その辺のやっぱり成果というものも報告していただきたいと思いましたし、そういうことをお願いしておきます。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 12番 武藤忠樹君。

○12番（武藤忠樹君） これは教育委員会のほうへの質問をさせていただきますけれども、この事業概要説明一覧表のほうで僕は見ていましたので、ここの8ページの91090の心の教室相談事業、これは書いてあるように、相談の勤務時間数が増加したって書いてありますけど、もう少し詳しく、例えば何人ぐらいがどれくらいふえているのか、また勤務日数がふえたのか、その辺のところをちょっとお聞かせ願いたいことと、その2段下にあります職員給与費、小学校の管理費ですけども、異動によるって、1がゼロになったということですけど、ゼロでいいのかっていう、まずゼロになった、ゼロになったのがゼロでよかったのかということですね。

それからもう一つは、学校給食管理費がずっと下のほうにありますけれども、これも職員数が7名から4名に減っておりますけれども、4名でいいのかっていうことですね。3名も減らしてるという、その辺をちょっと詳しくお聞かせ願いたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） まず、最初の心の教室相談事業の関係でございますが、心の相談員、中学校には、全校8校を対象に8名の相談員が配置してございます。今回補正させていただきましたのは、その中で大和中学校とそれから郡南中学校、それから郡上東中学校において、時間数の増ということでございます。

大和中学校におきましては、不登校生徒は減少したんですが、23年度におきまして、情緒不安定な生徒が1年生に2名ほど入学してきまして、そういったことからその時間数がふえてございます。

それから、郡南中学校におきましては、やはり不登校対応のほうで、その不登校に対応しなければならないという生徒が2名から4名増加してございます。それから、生徒指導上配慮を要する生徒も3名から7名に増加してございまして、そういったことから郡南中学校においても時間増とい

うことでございます。

それからもう一個につきましては、郡上東中学校でございます。ここにつきましては、やはり統合ということがございまして、その生徒が75名ということで増加しまして、やはり一人一人のそういった教育相談時間というのが必要になってきたということから、そういった対応をさせていただいております。そういったことから今回補正をお願いするものでございます。

それから、小学校の管理費の中で、職員給与費で1人からゼロになってるということでございますが、これは和良小学校の用務員でございます。これは正職員がそこに配置されてございました。東中学校ということで新しく統合中学校ができましたものですから、そこに正職員を配置させていただきました。和良小学校のほうにつきましては、日々雇用職員を配置させていただいておるということでございます。

それから、一番最後のあの学校給食管理費の関係でございますが、7名から4名、これにつきましては、2名につきましては和良の給食センターを統合させていただきました。そういう関係で減っておりますし、もう一カ所は、高鷲の給食センターにつきまして、配送業務を委託させていただいて、ここで職員を1名減してございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 14番 渡辺友三君。

○14番（渡辺友三君） 総務管理費なんですけれども、これで1つだけお伺いしたいんですが、2、2、1、総務管理費の身体障害者枠での採用がなかったため、1名分を減額ということなんですけれども、例えば応募はなかったのか、採用しなくても、その規定どおりに今充足されているのか、障害者雇用が。その辺についてもう少し詳しくお願いしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 郡上市におきましての障害者雇用につきましては、6月1日のこの基準の報告日がありますけれども、法定の2.1%をクリアさせていただきまして、2.13%を今維持しておるところでございますので、分母となります基礎の職員数が、いわゆる臨時というか、パートタイマーのような方で1週間に20時間を超える方についても2分の1、分母に加えるとか、あるいは分子のほうのその数えるほうにつきましては、重度の身障者の方については2人分といいますか、ダブルカウントできるとか、こういうことがありまして、郡上市におきましては、1,124.5人中24人というふうな積算でもちまして、現在は2.13%で、法定の雇用率をカバーといいますか、一応維持をさせていただいております。今後とも、これは努力をしないといけないと思っております。

そこで、今のこの180万円でしたか、この金額につきましては180万5,000円ですね。これは、実

は障がいの方でもいろいろな形態がありまして、やはりそばについて、その仕事の従事に一緒になって、その仕事をさせていただく場面もあります。昨年までは人事課で3名そういう方を雇用、一緒にしておりますけど、現在も、そのときにジョブコーチという形でついて、職員を1人つけて、そしてその3人の方の仕事を一緒に見守りをしながらやってきておったわけです。それで、でき得れば、障害者雇用をやはり多くしていくために、そのジョブコーチの方も、障害者の中からそういう方を一緒になってやることできないかということで、当初予算時におきましては、そういうふうな取り組みをしたいということでやったわけです。実際募集もして、そういうふうな応募もあり、面接もしましたが、その人をある程度見守りをしながら、うまく指導をしていくジョブコーチという仕事の資質はちょっと難しい部分がありましたので、そこで、応募された方が適任であるという判断ができなかった面があります。

そういうことの結果として、全体の定員適正化計画の中のその数値も踏まえながら、法定雇用率も見ながら、その中で人事課で1人入れておったジョブコーチを秘書広報課の職員に兼務させて、それで現在はやり抜いておるところがあります。そういうわけで、この人の雇用はできなかったわけですが、そういうふうなフォローの仕方で、現在は必要なジョブコーチの業務を兼務の中でさせてもらっていると、こういうことです。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） いいですか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 15番 清水敏夫君。

○15番（清水敏夫君） 済みません。ちょっと所管委員会以外で、ちょっとだけ理解をしておきたいもんですから、3点ばかりお願いしたいと思いますが、4ページの戸籍住民基本台帳のシステム更新等の経費ということで、先ほど説明で外国人登録が大きく変わったというふうな表現の説明がございましたので、どんなふうな変わり方をしたのか、教えていただきたいと思います。

それから、8ページの上段の2列目の2つの事業ですが、不採択の事業で都市景観百景プロジェクト事業と都市計画事業の中で、それぞれ300万円、500万円、都市景観については全部不採択ということですし、その下の緑の分権改革は860万円のうち500万円が不採択ということですが、ちょっと当初の記憶がちょっと薄れてるもんですから、この仕事は不採択になったわけですが、中身として、今後また違う事業でこれが実施できるという見込みがあるのかないのか、その辺のところを含めて教えていただければと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 服部総務部長。

○総務部長（服部正光君） 住民基本台帳、住民基本台帳法の関係でございますが、外国人住民に関する特例ということで、ここが大きく変わりました。今までですと、日本国へお見えになられまし

てから、パスポートを持って、郡上市でいいですと八幡と白鳥で、そこで登録をされて行っておったんですけど、今度から入国される方は、法務省のほうにこの事務は移管されて、入管のときに全部やっていただいてやっていただくという形で、うちのほうが、そのデータが今度システムによって、この郡上市のほうへ来ると、そちらの方も住基のそのものを持ってきていただければ、あと住民登録をしていただくという形になります。そういうようなことで、非常にここについては、市としても今の登録事務はなくなるということは非常に大きな事務の改善にはなる話にはなってくるのではないかなということでございます。それが一番大きな今回の改正の内容であります。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） まず最初に、景観百景のほうの300万円の減額でございますけれども、当初、地域活性化センターというところの100%助成をいただくことを前提としまして、景観計画の中で重点地区のモデル地区を候補に選びまして、それに対して要綱とかいろんなことを検討していきたいという思いでございましたけれども、この事業につきましては国の事業仕分けの中で廃止になったということで、今回補正で落とさせていただきます。

それから、もう一つの都市計画の計画のほうでございますけれども、これにつきましても、当初、総務省の緑の分権改革事業という補助を予定して、これも100%の補助ですけれども、これも利用しまして、旧八幡市街地のマスタープランというのを平成8年から27年度というようなことで計画しとるわけですが、その中で大分状況も変わってきたというふうなことで、この助成事業をもらって、マスタープランの今後変えていく基礎的資料等の調査をこの事業でやろうというふうに思ってたわけですが、23年度になりまして、この助成制度の採択条項が変わったということで、22年度は500万円以下というような金額でしたし、23年度になりますと1,500万円以上ということになりまして、また、その内容につきましても、再生エネルギーとか、農林水産と食品とか、文化とか観光とかというような、もうそういう3つの枠が設定されて、ただ調査研究だけではだめだと、何か実績が伴わないとだめというふうなことで、いろいろかけ合ってはみたんですが、採択要件に当たらないということで、今回補正をさせていただいたものでございます。

2つともですけれども、来年の予算でやや少し計上させていただきたいというふうな思いはしておりますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○15番（清水敏夫君） はい、ありがとうございます。

○議長（池田喜八郎君） ここで昼食に入りますが、まだ質疑はありますか。質疑があるようでしたら、ここで休憩をとりますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時59分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を続けます。

5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） お願いします。歳出の4ページからちょっとお願いしますが、下から3番目の社会福祉総務費ですが、職員が3人減ったということは出ておるんですけども、いろいろ1人減とか、1人増とか、ちょいちょいとかあるわけですけども、3人はちょっと大きかなというように思ったものでちょっと聞くんですが、この3人は特にどういうところの減になるのでしょうか、これが1点。

それから、次のページの上から4番目、5番目のあたりの、まず自立支援の給付ですね。医療事業のほうですが、生活保護受給者及び単価の増によるということで、単価がここに書いてありますけれども、生活保護受給者の増ということだと思んですが、どれだけかということをお聞きます。

それから、その次の高額補装具の給付の扶助費の増です。これもどの程度になっているのかということで、市は4分の1の負担というようなことですが、ふえておるので、どういう内容でふえておるのかをお聞きます。

それから、次の6ページですけども、上から5番目あたりの保育園の運営費のところの、ここもちょっとわかりにくいものですから、ちょっとわかるように説明してください。職員配置による配置がえと、これによる増と書いてありますね。そして、日々雇用職員は2名分が増でしょうね。それから、幼稚園については同額を減額補正と書いてあるものですから、ちょっとわかりにくいんですが、実質的にどういうこと、どういう増減になっておって、できましたら、日々雇用職員の2名分というのは、これは年間なのかどうか分かりませんが、幾らになるか。

そして、その下も、できたら、このそれぞれの補修、修繕については、ちょっとここではわかりませんので、見込みはわかったんかいな。教えてください。

それから次に、もう一つ、7ページですが、7ページの上から3番目あたりから、変更、追加とかいろいろあって、これ県の単独事業なんですけれども、例えば5、2、2の土地改良事業なんかは県費が40%となっております。ということは、市の負担が60になるんかな。分担金もあるんかな

と思うんですが、この率とか、それからその下は7.5%と書いてありますね。これも、これはちょっと前にお聞きしましたんで結構ですが、あるいはそのもう一つ下の飛んで、ため池なんかでも市の負担分は20%とあります。この負担率についてかなりばらつきがありますので、どのような格好になっておるのか、事業によって、農道とか、それぞれ違いがあるというふうに思うんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、もう一つだけちょっとお願いしたいんですが、8ページの下から3番目、ここも職員の配置がえというようなことで、これは正職員が兼ねるといえるのか、園長になったために、そのために1人減というようなことや、それからその下の幼稚園の補助教諭と保育士の職員配置がえに伴う減、これはどういうものなのか、ちょっとわかりませんので、下には日々雇用職員の2名分、これが増額になっていますね。ちょっとわかるような説明をお願いしたいと思います。

以上お願いします。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） たくさんあったもんですから、ちょっと前後するかもしれませんが、最初に、社会福祉費の職員の関係の減ということで、3名ということでありますけれども、社会福祉課のほうの職員が1名異動ということで減になっています。それから、大和振興事務所で社会福祉課の位置づけにあっておりました職員が、これは振興事務所の関係で減ということがありますし、それから後で出てきますか、偕楽園の中で介護サービスのほうへ職員が、偕楽園は特養と養護とあるわけですが、その関係で介護サービスのほうへ人が異動したということでプラス、こちらからは減になっておると、それからあと、これ人数は3名でありますけれども、もう一つ大きな減の金額の中の減ということでは、一般職の高齢福祉課におりました職員が、理学療法士でありますけれども、途中で偕楽園のほうへ異動したということで、その分がこちらのほうも金額的には減というふうになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、ちょっとお待ちください。たくさんあったもので、ちょっと――5ページ、生活保護の自立支援の自立支援医療費の関係でありますけれども、このことにつきましては、生活保護を受給されておる方でそういう障がいがない場合には、生活保護の中の医療給付費という形で扶助で見ていくわけでありまして、その方が障がいを持ってみえる方ということで、生活保護者の方で受給者の方が1名、対象者がそちらのほうで出てまいりました。その場合には法の優先ということで、生活保護の医療扶助じゃなくて、自立支援の医療扶助のほうで見ていくということで、こういう扶助費が変わったということで、これは制度上のことでありますので、よろしくをお願いしたいと思います。1名そういう方が生活保護者の中で出てきたということであります。

それから、給付の補装具の関係でありますけれども、この補装具につきましては、岐阜県の身体障害者更生相談所というところがございまして、今回の場合は電動車いすを必要な方が見えまして、

その電動車いすを購入という場合には市のほうで判定ということじゃなくて、県の身体障害者の更生相談所のほうに行かれて、これが適当かどうかということを見ていただくものであります。今回、その電動車いすと、それから座位の保持装置というものが結構高価なものでありまして、これは見通しはなかなかつかないものでありますけれども、県のほうで見ていただいたものであります、認定されたものであります、電動車いすですと、例えば今回は2件で253万8,000円ということで、1台120万円ほどのものであったということでもあります。これは特殊なものでありますけれども、一応その県のほうで認められた補装具ということで貸与されたということでもありますので、今回、年度途中で大きなものが発生したということで、補正をさせていただいたというものであります。

それから、6ページの保育園管理運営費でございますけれども、この中で、まず園のほうの修繕につきましては、たかす保育園のほうの、これは秋でありましたけれども、実は156号線で車によりまして、たかす保育園——ごめんなさい。北濃保育園の電柱が、道路上にあります線を引っ張って電柱が折れたということがございました。犯人といえますか、それがわかれば当然補償していただくわけですが、わからないということで、今は仮の引き込みをしておりますものですから、その引き込みをするための、今回仮の引き込みから直すということでの予算が一つ修繕的にございます。その分が60万3,000円ほどでございます。

もう一件は、たかす保育園の、これから冬場になりますけれども、今いろいろ保守をしましたら、水抜き栓の開閉装置のほうを直さないかんということで、13万7,000円ということでございます。

それから、先ほど多分幼稚園費のほうでもお話があったかと思いますが、管理運営費の中の職員の関係でありますけれども、純粹に保育園だけが成立、あるところと、例えばやまびこ園とかは、幼稚園と保育園が併設しとるようなところがございまして、その人事の中で異動がその中であって、幼稚園費と保育園費と分かれとるところがあるということでございますけれども、そういう意味でいうと、職員の配置がえでありますとか、それから北濃保育園と明宝保育園につきましては職員が1名減っております。それからあと、日々雇用職員で2名増加したところがありまして、増減で420万8,000円になるということでございます。

以上であります。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 8ページの下から3行目でございます。幼稚園管理事務経費でございますが、まず職員異動により、やまびこ園の園長でございますが、22年度までにつきましては臨時職員で園長をお願いしてございました。それが23年度からは正規の職員が園長ということで、人事異動により配置されました。その関係から、その報酬額を減額させていただいております。

それからもう一つ、日々雇用職員の2名ということでございますが、420万8,000円、先ほど健康福祉部長が申し上げましたように、保育士との関係で減額をさせていただいたということでござい

ます。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 県単の補助の関係でございますけれども、県単の県補助が40％で、あとは市ということです。一般的には、かんがい排水等のような受益が固定されるものにつきましては10％の負担金をいただいておりますけれども、農道については負担金は地元からいただかないということでございます。

それから、広域の南部農道でございますけれども、ここにつきましては国が50の県が42.5の市が7.5の負担でございます。

それから、中山間事業でございますけれども、中山間につきましては国が55、県が30、市が15で、市15のうち地元負担が、農道以外は5％の負担をいただいております。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） その下の20もあるんですが、そのように、それぞれに違うということですか。ちょっと一回そういうやつは整理をして、また教えていただきたいと思いますので、どういうやつは何％ですとね。よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 済みません。ため池についても、市の負担としては20％ですけれども、地元としましては2.5％ということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑ありますか。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 事業概要説明表の4ページの3、1、2の母子家庭医療費助成事業と次のページの父子家庭の医療費の助成事業ですけれども、これはその受診件数が結構増加しておりますけれども、市の中학생までの医療費の無料化のほうは補正が出ていませんが、その辺との関係といえますか、そちらも伸びているのか、また、この急激に伸びている原因というものをどのように分析されとるか、教えてください。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 医療費につきましては、制度上といたしますか、やはり優先順位、どこで医療費を払うかという優先順位がございまして、例えば乳児医療、一般の家庭で子どもさんが見えて、母子でも父子でもない場合は乳児医療を優先するわけですが、それで、例えばその家庭がもし母子世帯になるとすると、そこのお子さんは、例えば乳児だと、乳児医療じゃなくて、

母子のほうへ入ります。ですから、重複なしということで、優先では、重度障がいの医療がまずもしあれば、先ほどこちと自立支援でもお話ししましたように、そこが優先されます。その次に母子とか父子が優先をされて、そして市も単独でやっております乳児医療、県の県単もあります。そちらが優先になりますので、そういう世帯が発生したときには、こっちじゃなくて、こっちへ来ると、そういうことが生じればまずあるということを御理解していただきたいというふうに思います。

それで、母子家庭とその父子のほうの医療費を今回補正をさせていただくわけでありますけれども、なかなか毎年この予算を組むときには実績に応じながらの予算を組ませていただいております。概要のところでは、例えば母子家庭の医療費につきましては、当初予算では昨年までの実績を踏まえて6,265件と、これは件数ということで比較になりますが、ことし相当既に昨年度の伸び率よりも伸びておるということで、7,915と非常に細かい数字を出しておりますけれども、件数が、通院の件数がふえていくというような見込みをしております。ただし、その分、逆に今度は入院のほうは若干減っておるという見込みも持っております。

それから、1件当たりのやっぱり単価というものが、入院の場合5万5,000円ほど予算で見とったんですけれども、例えば今の実績では3万1,000円ほどというふうに、逆に少なくなるものは少なくなる、いろいろこう見ております。

それから、総体的に、これは児童扶養手当の関係も所得制限がありますので同じだと思いますが、母子家庭世帯が当初211世帯ぐらいを見込んでおったんですが、今は219世帯と、世帯については8世帯ほどがふえておることがございます。それから、父子家庭につきましても、当初543件ほどを見とったんですけれども、既に900件近い数になるというようなことと、単価の分も今のことしの実績でもふえているというようなことで、それから入院についても、昨年の同期に比べるとふえてるというような、こういうような分析の中で、今回補正をさせていただくこととなりました。

ただ、そのなぜじゃ受診者がふえたのかとかっていうところになりますと、なかなか非常に分析が難しく、私たちが今とらえておる状況の中では、医療費については、かつて、今もそうですけれども、安易な受診というようなことが問題化されとる部分があったわけでありますけれども、今我々がいろいろ担当課とも聞く中では、決して安易な受診ということでは聞いておりません。ただし、じゃ何か大きな流行的なその病気が発生してふえてるかということ、そういうことでもないということに思っておりますもんですから、このこれだけの受診者がふえていくということについては、少し時間をいただいて分析をしてみなければならぬと思いますけれども、我々のほうに入ってくるには、国保連から何件幾らというふうにしか情報が入ってこんもんですから、もう少し深く追及していかなければならないというふうに思っております。

乳幼児、それから中学生、小学生の医療費については今回補正で上げとりませんので、おおむね

昨年、我々が予算をしたその中で動いておるといふふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第141号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第141号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第142号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程13、議案第142号 平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案第142号をお願いいたします。

平成23年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,047万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,364万8,000円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ926万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,195万9,000円とするものであります。

2項は省略をさせていただきます。

おめくりいただきまして、5ページをお願いいたします。事業概要書のほうは10ページのほうをお願いいたします。

それでは、歳入であります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金、補正額は5万8,000円でございます。総合保健事業費の増額による繰入金ということで、職員の給与関係でございます。

それから、繰入金、基金繰入金でございますが、補正額が減額の１億円でございます。前年度繰越金の増により財源を見直したものでございます。

次に、繰越金でございますが、その他繰越金で補正額が１億８,０４２万円でございます。前年度の繰越金の増ということでございます。

おめくりいただきまして、６ページをお願いいたします。

歳出であります。保険給付費、一般被保険者療養給付費でございますが、先ほどの歳入で一般財源１億円、基金のほうの繰入金を減額１億円しておりますので、その振り分けたものでございます。

次に、款３後期高齢者支援金等でございますが、８９万９,０００円の増でございます。これは２３年度後期高齢者支援金の納付額が確定したものでございます。

次に、前期高齢者納付金等でございますが、補正額２万７,０００円でございますが、先ほどの後期高齢者支援金と同じく、納付額の確定によるものでございます。

次に、７ページであります。保健事業費、総合保健事業費５万８,０００円の補正の増でございますが、このことにつきましては職員の給与等に関するものでございます。

次に、諸支出金、償還金でございますが、補正額７,９４９万４,０００円でございます。平成２２年度の国庫負担、県負担等の精算による返還金ということで、療養給付費の負担金で７,８２０万６,５７６円、特定健康診査の保健指導国庫負担金で６４万４,０００円、同じく県の負担で６４万４,０００円というものでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、予算書のほうの１５ページをお願いいたします。

直営診療の勘定のほうでございますが、概要のほうは１１ページになります。

歳入の外来収入でございますが、その他の診療報酬収入で１２万１,０００円でございます。これは和良歯科診療所の歯科の自費診療分の増であります。

繰越金でございますが、補正額９１４万４,０００円、前年度繰越金でございます。

めくっていただきまして、１６ページの歳出であります。

総務管理費、一般管理費で９２６万５,０００円の補正額でございます。内訳につきましては、説明欄に書いてございますように、高鷲診療所、それから和良歯科診療所、和良診療所、その職員給与に関するものでございますが、和良の診療所におきましては１名増というようなことの分も入っております。それから、和良歯科診療所の管理費で１２万２,０００円を見ておりますけれども、これは歯科機器の修繕ということで、チルトシリンダーというものの修繕に充てるものでございますので、よろしくお願いいたします。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） 説明は終わったので、質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 21番 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） ただいま国保会計に関する補正予算の概要につきまして御説明いただきまして、これは当初の基金繰り入れということで、大変ことしの医療見通しというものにつきまして、これは、国保につきましては、最終の決算状況というのはまだ帳じりの見えない状況だというふうに考えております。通常、3月末で締めくくりということがありますが、国保については2カ月サイトがちょっと若干あると思いますので、それが見通しができるといことが、言ってみれば最終年度の見通しということで、ただいま中間的な見通しの中での報告だというふうに思いますが、とりあえず収支見通しの中で大変繰り越しが見込まれるという、1億8,000万円ですかね。それがあるということで、その範囲内における当初の1億円の基金繰り入れというものはやる必要がなくなったと、こういう結果としては大変ありがたい結果だというふうに、見込みだというふうに思っておりますが、これは、去年の大変緊迫した状況のもとでは、非常に医療費というものがある面では突出したという特殊事情という考え方で我々は説明受けた経緯がございますが、その経緯からすると、要するに平常に戻ったという観点で繰り越しが発生したというように形で理解をさせていただくべきなのか、やはり同じようなその状況が平常の見通しに戻ったということの中から今回のような措置がとられたか、もし何かその辺の事由が、特にということがあれば、御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（池田喜八郎君） 布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） 今、金子議員からお話がありましたように、ちょうど昨年の中ごろ、23年度の予算を組むに当たりまして、いろいろ皆さん方にも説明させていただき、また最終的に3億円程度のなかなか予算が組めないような状況があるという御説明をさせていただきました。その大きなやはり国保会計の理由は、医療費の給付費が非常に伸びるとというようなことを推測させていただきました。

その当時、22年度の前期、いわゆる4月から10月までの例えば医療費が17億円という数字を当時見ておりました。それが結果的に、その後決算で出てきたわけですが、15億円ほどということで、その伸び率が少なくなったといひますか、20年度、21年度も大体前期・後期それぞれ15億1,000万円とか15億円どれだけあったもんですから、異常な22年度のその4月から10月の給付費がふえたということで、このまんま行きますと、先ほどちょっと説明しましたように、基金のほうですね。当初、17年当時は4億8,000万円という5億円近い基金があったわけでありすけれども、その間、保険税のほうも改正せずに、また一般会計からの繰り入れも、保険税の緩和分の繰り入れはせずに何とかやってきたわけでありす。

それで、平成21年度には、しかしながらなかなか大変やということで、基金のほうも1億1,500万円取り崩しをさせていただきましたし、22年度の予算を組む際も2億5,000万円のほどの基金を取り崩すということで、一般会計からの緩和分でありますとか、皆様に対する保険税の改定ということもせずに、基金で何とかこうやってきたわけでありましてけれども、その結果、今回23年度予算におきましても、基金がたくさんあれば、全部基金からこうやればよかったわけでありまして、その段階では1億2,000万円ほどしかも基金もなくなったということで、御承知のように1億円の基金を入れるということで、基金自体がもう2億5,000万円という非常に少額になったというのが原因であります。

そういう中で、23年度予算を立てるに当たりまして、一般会計からも初めて、そういう意味ですと法定外の繰り入れをさせていただく事態が昨年あったということであります。

今お話がありましたように、なぜそのお金がということは、結局、医療費の見込みをその22年度の前半期が17億円という数字が実際出ておったものですから、単純に言いますと、毎年31億円ぐらいの医療費が34億円ほどになるんじゃないかといういろんなことの見通しの中で、その財源をつくるためにお願いしたという経過であります。

幸いに、その後、議会の皆様方でありまして、いろんなところで要望でありますとか、そういうことの啓発活動もしていただきまして、大きな病気の流行というものもないというようなことの中で、今年度の例えば医療費も、例えば17億円というような数字はないやろうという見通しは持っておりますので、これも、その後皆さん方のいろんな啓発活動のおかげというふうに思っておりますけれども、要望でありますとか、予防接種も含めて、いろんなことで住民の方々が健康ということで考えていただいとるということ徐々に広がっておるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（池田喜八郎君） 金子智孝君。

○21番（金子智孝君） 説明をいただきましてありがとうございました。

これは国保の運営状況をどう見るか、予測を立てるか、それに基づく収支をどうするか、これは大変テーマでございまして、若干特殊な事情もここに関してはありまして、なかなかその結を見て、言葉は悪いんですが、最終結末を見て、その補てんについて条例上措置をとるといふ、そういう時間差というんですが、そういうものが厳然としてあるものですから、いつの時代でもそういうことがあったというふうに思います。

一時は、やっぱり今のように当初見込みが大変厳しいと、そうすると国保会計が非常に切迫をすると、基金も枯渇するというような事情が重なりますと、それはその手当てがやっぱり先決ということになりますので、それを前もって、最終結末を見るまでの間は後から見るとして、とりあえず

手当てということであると、税条例の改正手続を先行させると、そういうこともかつてありました。

ところが、議会としては、そのことに対して、やはり正確性を持ったその収支見通しを立てて、それに対する予算措置なり条例措置をとるということが望ましいのではないかという提言もしたこともあります。しかし、今の厳然とした会計上の処理がどうしても2カ月サイトで来てしまうと、それが見届けないから、その前段階で、もう3月の議会で予算条例は立てると、これが今もやっておられるんですが、その点については、これはややもしますと、簡単に言や過大に見て手当てを立てて、収納があつて黒字になって、言ってみりゃ基金のほうへまた積むというようなことになっては、ある面では不信感を招く可能性もありますので、収支見通しについては、当然2カ月間という、おくらせてくるということも念頭に置きながら、できるだけ正確性のある見通しを立てて、その中で条例改正をお願いする分には立てていかないと、実際と大分違うんじゃないかというようなことで乖離をしては大変不信を招く点もありますので、その点の配慮を持ちながら予算編成を立てていただきたい。これはお願いをしときます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、よろしいですか。

○21番（金子智孝君） いいです。

○議長（池田喜八郎君） はい。そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑を終結し、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第142号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第142号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第143号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程14、議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第143号 平成23年度郡上市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月

5日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,960万8,000円とする。

2項は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。あわせまして、12月補正の事業概要説明一覧表の12ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。款1の営業収益で繰越金493万7,000円の追加でございます。これは前年度繰越金でございます。

歳出でございますが、款1の事業費、項1 営業費用の総務管理費で493万7,000円の追加でございます。内訳といたしまして、給料、職員手当、共済費がございますが、説明欄にございますように、すべて職員給与費でございまして、職員の異動、人勧、共済費負担率の変更等に伴う補正でございますのでお願いいたします。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 会計処理上の手続によるんかと思いますけれども、今回は繰越金がそのまま職員給与費に同額ですな。これは、この不足というか、必要な部分を取りあえずこういう格好で繰越金にしておくのか、その辺の操作の方法ですね。どういうふうになつとるんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 御質問のちょっと中身を確認させていただきますけれども、決算額の繰越金にあわせて繰越金の計上が少ないというようなことか。

（「同額になっておるのは」と5番議員の声あり）

○環境水道部長（木下好弘君） 決算額では、繰越金につきましては2,400万円ほど繰り越しがございますけれども、簡水会計、下水会計も一緒でございますが、基金を持ち合わせておりませんものですから、繰り越しにつきましては特別会計上は一般財源という扱い方になります。補正のための留保財源として留保をさせていただくということで、今回は決算額の繰越金のうち補正に伴うものを財源として計上させていただいたということでございますのでお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第143号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第143号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第144号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程15、議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第144号 平成23年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億5,271万7,000円とする。

2項は省略をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。あわせまして、12月補正の事業概要説明一覧表の13ページをごらんいただきたいと思います。

歳入でございます。款5の繰入金、一般会計繰入金で392万9,000円の減額でございます。内訳といたしまして、公共下水道一般会計繰入金で51万1,000円の追加、特定環境保全公共下水道事業一般会計繰入金で9万円の追加、農業集落排水事業一般会計繰入金で429万8,000円の減額、個別排水事業一般会計繰入金で23万2,000円の減額でございますが、いずれも一般会計からの繰入金の補正でございます。

款6の繰越金でございます。公共下水道事業繰越金で45万3,000円の追加でございます。前年度の繰越金の計上でございます。特定環境保全公共下水道事業繰越金で173万7,000円の追加ござい

ます。これも同様に前年度繰越金の計上でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1の総務管理費、総務管理費で392万9,000円の減額でございます。内訳といたしまして、給料、職員手当、共済費でございますが、いずれも職員給与費に係るものでございまして、職員の異動、人勧、共済費負担率の変更等に伴うものでございます。

続きまして、消費税及び地方消費税で219万円の追加でございます。内訳といたしまして、公課費でございますが、これは消費税額の確定に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第144号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第144号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第145号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程16、議案第145号 平成23年郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案の第145号でございます。

平成23年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ639万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,685万5,000円とする。

2項以降は省略させていただきます。

予算書のほうの、申しわけございません。歳出のほうから説明させていただきますので、7ページのほうをごらんいただきたいと思います。それから、事業概要のほうですが、事業概要に細かく

書いてありますので、むしろこちらのほうを見ていただいたほうありがたいんですが、事業概要の14ページ、15ページのところに歳入歳出がございますので、見ていただきたいと思います。

歳出のほうからちょっと先に説明させていただきます。

歳出、総務費の総務管理費でございますが、一般管理費で減額の158万6,000円でございます。これは職員の給与費に関するものでございますので、よろしくお願いいたします。

保険給付費の介護予防サービス諸費でございますが、介護予防福祉用具の購入費で48万6,000円の増額でございます。これは介護予防用具の中の例えば入浴にかかわるいすでありますとか、排せつにかかわりますいろいろこの福祉用具のいす等がございますけれども、当初予算では72件ほど見込んでおりましたが、今現在ではふえておるということで、最終的には98件、100件ほどになるんじゃないかという見込みの中で、現在の数字を合わせて48万6,000円を補正させていただくものでございます。

めくっていただきまして、予算書の8ページのほうであります。保険給付費の中の高額医療合算介護サービス費でございますが、補正額が680万円、同じく高額医療の合算予防費で20万円ということでございます。考え方は全く同じでありまして、この制度そのものが平成20年に新しくできた制度でありまして、1年間を通じて同じ世帯で、例えば医療と介護の両方利用した場合の自己負担額が年単位で合算して高額になった場合に、その費用について給付が後からされるというものでございます。結果的には、この21年の8月——20年の4月から平成21年の7月までがまず第1回目の対象期間であったわけでありまして、1年間を通じて後から出てくるということでもあります。要は、当該年度の一番最初の年度のときに国保連のほうで事務をやっておっていただいたわけですが、一番最初のときにその事務がその年度内におさまらなかったということで、結果的に21年の8月から22年の7月分の支給が23年度のほうにずれていったということでありますので、大変恐縮ではございますけれども、今回全く同額でございますが、22年度分を払う分を今回また補正させていただき、2年分今回一緒になるというような形になろうかと思いますが、その後、いろいろ国保連に聞きますと、事務のほうも非常に煩雑化から非常に合理的にいくようになったということで、多分年度年度内におさまっていくやろうというようなことで、今回それぞれこの費用を補正させていただいたものでございます。

次に、地域支援事業費の中の包括的支援事業でありますけれども、包括的事业費で49万7,000円、これは地域包括支援センターの職員の人件費に係る分でございますので、よろしくお願いします。

それで、今歳出で説明させていただいたものが、この歳入のほうになってきますので、大変恐縮ですが、予算書のほうは5ページのほうへ戻っていただきまして、事業概要のほうも1ページ戻っていただきまして、14ページのほうへよろしくお願いいたします。

まず、国庫の負担金でありますけれども、介護給付費の負担金で149万7,000円あります。事業

概要書のほうを見ていただきますと、それぞれ先ほど歳出でお話ししました福祉用具の購入費、それから高額医療の合算サービス費、同じく予防サービス費、それぞれ歳出で説明しました金額に国のほうは20%ということですので、20%は歳入で見込んであると、こういう見方でございます。

それから、国庫補助金の調整交付金で62万7,000円でございますが、これも同じく、先ほどの3つの事業費に当たります介護給付費の8.37%が見込んでございます。

それから次に、同じく国庫補助金の地域支援事業交付金でございますが、19万8,000円でありませうけれども、これは先ほどの地域包括支援センターの職員の分の事業費の40%を見ていただけますので、その分が歳入で組んであるものでございます。

支払い基金交付金の介護給付費交付金224万6,000円の歳入でございますが、これも先ほどの3つの事業費の30%相当分を歳入のほうで見てございます。

県の負担金でございますけれども、介護給付費の同じく3つの事業の12.5%を歳入のほうで見えます。93万5,000円でございます。

予算書のほうは6ページのほうに入るわけですが、地域支援事業の9万9,000円の県の負担金でございますが、これは先ほどの人件費に伴う県の負担金の20%相当分を見ておるものでございます。

他会計の繰入金で介護給付費の93万6,000円につきましては、先ほどの3つの事業の市が負担すべき12.5%を歳入として見ておりますので、よろしくお願いします。

それから、その他一般会計の繰入金で減額の158万6,000円でございますが、これは給与費に関するものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、地域支援事業の他会計からの繰入金の10万円でございますが、これは地域包括支援センターの職員の給与に関します事業費の20%の市の負担分でございます。

介護給付費準備基金の繰入金として134万5,000円を見ております。このことにつきましては、1号被保険者の保険料の分を基金からの繰り入れで抑えるというようなことを含んでおりますけれども、介護給付費の16.6%をここで見ておる分でございますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第145号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第145号は原案のとおり可とすること

に決定いたしました。

---

◎議案第146号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程17、議案第146号 平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

布田健康福祉部長。

○健康福祉部長（布田孝文君） それでは、議案の146号でございます。

平成23年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

郡上市の介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,256万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億284万5,000円とする。

2項以降は省略をさせていただきます。

めくっていただきまして、4ページをお願いいたします。事業概要のほうは16ページになりますので、よろしくお願いいたします。

歳入でございますが、一般会計からの繰入金で1,353万2,000円でございます。事業概要のほうの補正理由のところで細かく書いてございますけれども、偕楽園の関係で財源の組み替え、人件費の補正、歳入増減で、偕楽園につきましては1,795万2,000円でございます。白鳥病院につきましては、繰越金での財源の組み替え、それから人件費の補正、増減がございまして、白鳥病院は325万9,000円の減であります。和良の老健であります。繰越金で、それから人件費で、それぞれ減でございますが、合わせて116万1,000円の減というものでございます。

一般会計の繰入金についての内容については以上であります。

次に、繰越金でありますけれども、前年度の繰越金で903万2,000円でございます。事業概要の補正理由へ書いてございますが、それぞれ偕楽園で459万円、白鳥病院で367万3,000円、和良老健で76万9,000円でございます。

歳出のほうでございますが、5ページのほうでございます。

総務費の総務管理費の一般管理費で2,206万1,000円でございます。偕楽園、白鳥病院、和良老健の職員の給与に関するものでございますが、偕楽園で2,203万9,000円、白鳥病院で41万4,000円の増、和良老健につきましては39万2,000円の減ということになっております。偕楽園につきましては

は、園長、人事の関係がございましたものですから、当初の予算を立てるときと新たに人員が整ったときの関係がございまして、園長という役職の給与、それから養護関係から特養に移ったというようなことの人事異動がございまして、その中での増減ということでございますので、よろしくお願いしたいというふうに思っております。

また、先ほだちょっと一般会計でもお話ししましたように、途中で日々雇用職員が退職をして、正職が入ったということで、そういう分の給与の格差の分もここで補正してありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、財産管理費で50万3,000円でございますが、これも概要の中では細かく書いてございますけれども、偕楽園の用具関係のものでございますけれども、この介護サービス分では案分で61%を見ておりますが、空調関係、それからボイラー関係の修繕が必要になってまいりました分を補正させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第146号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第146号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第147号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程18、議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第147号 平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページのところをお願いいたします。

平成23年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度郡上市のケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億557万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1万3,000円とするということでございます。

それから、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということでお願いいたします。

地方債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」によるということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第2表の地方債の補正につきましては、当初3,000万円を限度額として計上しておりましたが、今般の補正におきまして3,000万円減額、全額を減額いたしますので、ゼロ円ということといたします。

事項別明細のほうの5ページ以降、歳入から御説明を申し上げます。事業概要説明一覧表につきましては17ページに補正の理由を書いておりますので、一緒にごらんをいただきたいと思います。

歳入のほうでございますが、まず繰入金、基金繰入金ですけれども、ケーブルテレビ事業整備基金からの繰入金として、当初1億6,903万7,000円を計上しておったわけですが、今年度の大きなケーブルテレビ情報通信機器（センター系）のこの更新事業、これの事業費が頭に残っておられると思いますが、53%というあの大きな金額の非常に低い金額でこれを契約することができたということがございまして、この分がそれぞれ歳入のほうでも減額をさせていただく理由となります。今般、基金の繰入高を8,526万円減額するものでございます。

なお、一番下の款6市債のところを見ていただきますと、先ほどの起債のところでありますけれども、ここのほうで公営企業債で3,000万円、これは全額を減額しております。この2つが重立って整備事業に関係をしますところの歳出減に伴う歳入の補正の措置でございます。

それから、款4繰越金でございますが、前回の9月の補正を含めまして、これまでに4,000万円を既に繰越金として計上しておりますが、今般、最終的にこれが確定したということで、前年度繰越金が748万8,000円、補正で増額いたしまして、4,748万8,000円となるところでございます。

そのほか、諸収入につきましては、雑入で今般220万1,000円計上しておりますが、この中身につきましては説明書に書いておりますように、伝送路及び音声告知の端末に対します落雷、あるいはケーブルの獣害、こういうものに対しましての22年度分の損害保険金の確定によりまして、歳入とするものでございます。

以上が歳入の中身でございます。

6ページ以降、歳出のほうを御説明いたします。

まず、運営費でございます。1つは、こちらの特別会計で昨年度予算を編成する時点におきましても5名、それまでも5名という形でケーブルテレビ放送センター運営をしておりまして、人事異

動の中で1名減というふうなこととなりまして、現在は5名から4名という体制で行っております。したがって、1人分の人件費をまず減額するものでございます。583万4,000円。

それから、公課費とありますが、82万3,000円、こちらにつきましては、ケーブルテレビ事業全般につきましの消費税の確定によるものでございます。一部過年度分の修正分も含みます。今般、82万3,000円を増額させていただくものでございます。

整備費のほうにつきましては、先ほど申し上げましたように、それぞれの整備事業につきまして入札の差金といいますか、減額を見ることができました。特に、情報通信機器（センター系）の更新事業につきましては、当初2億6,000万円、この予定が請負プラス変更契約を含めまして1億6,057万8,000円ということで、9,942万2,000円というお金がここで減額させることができます。

それから、デジタル放送設備更新事業、デジアナ変換ですね。当初予算140万円組ませていただきまして、ことしの地デジの施行に当たりまして、いわゆるアナログ波で2015年まで受信をしていたら、このような装置を持ったわけでありましたが、こちらにつきましては80万8,500円ということで、ここも59万1,500円浮かすことができたということです。

それから、もう一つのノンリニア編集機購入につきましては、9月の補正で270万円計上させていただきましたが、実際は215万2,500円ということで、こちら54万7,000円余のことが減額することができるということで、合計もちまして、整備事業につきましては1億56万円の減額の措置となります。

以上で、整備費のほうの全体額が、当初2億8,284万円、これにつきまして1億56万円の減額補正で、現在高としましては1億8,228万円ということとさせていただきたいと思います。

以上で、よろしく願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） ケーブルテレビについては、これまでもかなり特殊というか、我々ではなかなかわからないような機械ですので、金額にしても、委託料等にしても、わからないことがいっぱいあったんですが、そういう中で、今回も入札差金結構大きかったと、半額ぐらいでできたというようなことをお聞きしました。そういう点では、その中身についてはもうちょっと僕は説明ができるような資料をいただけるとええんではないかと思っています。私自身はちょっと聞きに行きまして、いろいろ聞いたら、ああそういうことかということがわかったんですけども、そういう資料をできましたらこの議会のほうへ提示してあげるとええということが1つ。

それから、この1名減ということで4名になったんかな、このセンターではね。ということをお聞きしましたが、そのうちの1名は委託であるというふうにお聞きしました。この委託の方の給料とい

うのは、市の職員と同じようなものなのか、全然別個の契約になつとるんか、恐らくそうじゃないと思うんですが、どの程度になっているんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 先ほどのいわゆるセンター系の設備の更新事業につきましては、最初の契約につきましても、変更契約につきましても、詳細の説明をして議決をいただいた。その結果によりまして今般補正をさせていただくということですので、説明につきましては、そのときの議決をいただいたときの説明が今回の補正のもととなっておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

その後の機器購入につきましては、デジアナ変換機でございますけれども、こちらは当初の計画に対しまして92.1%で請け負いをするということで、80万8,500円、先ほど言いました金額でございます。87万7,800円に対しての80万8,500円。

それから、ノンリニア編集機につきましては、当初の設計金額が241万5,000円に対しまして、89.13%、215万2,000円で、これが請負金額として出ております。

そういうことでよろしいでしょうか。

（「ええけど、続けて」と5番議員の声あり）

○市長公室長（田中義久君） それから、結局、端末機器のすべての保守管理につきましては、郡上のケーブルネットワーク、郡上のその電気屋さんで構成する会社がありますけれども、そちらのほうへ保守のお願いをしておりますが、そこから常駐としては3名、今あそこに来てくださっております。ほとんど毎日その業務に当たっておるような状態ですし、もう一つは、テレビの編集ということで、一部取材等もちろんありますけれども、そういうことでING（アイエヌジー）に委託しておることの中で、1人がこちらに常駐するような形で仕事をしておっていただくということがあります。

委託料につきましては、ちょっと詳細を見ればわかるわけですが、ちょっと金額、ちょっと細かく見させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） 確かに、この前の入札についてはそういう説明があったんですが、私は、ふだんの委託なんかがどうしてこんなにかかるんかしらんと思って、ちょっとお聞きをしたんです。そしたら、物すごく細かいいろんな資料がありまして、これはとても大変だなと思ったんですけど、ああいうものもわかりやすくて。ちょっとこんなようなことで、機器はもう随分たくさんあるわけですし、それぞれの点検等についての費用も要するというようなことでわかったんですが、いつもそんなして一々お聞きするわけにもいきませんし、何かの機会には、額が大きいもんですから、

そういうものについては主にこんなようなことで使われとるというようなことをどっかで説明されとええんではないかというふうに思いましたので、要望します。

○議長（池田喜八郎君） さっきの答え、よろしいですか。

○5番（野田龍雄君） はい。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） まず、ケーブルテレビ放送センターの常駐していただいております業務ですけれども、郡上のネットワークサービス株式会社、1,495万3,000円という形で随意契約をお願いしております。

ケーブルテレビ放送センターに常駐を3人でしていただきまして、この端末機器に対する問い合わせ、障害に対する対応、さまざまな業者手配、端末機器のデータ管理等々が日常業務となります。それから、端末の修理ですね。それから、現地での対応、これがあります。それから、端末の在庫管理、お悔やみ放送、伝送路の巡回等々が、あの3名の方にやっていただいております。

それから、I N Gのほうは、ケーブルテレビ番組制作業務委託ということで、これも随意契約で、1,820万3,000円ということをお願いしております。全体的には、郡上トピックスが30分番組で年間53本制作をしていただく。市議会、こちらは年4回の定例会の一般質問、それからケーブルテレビ放送センターに常駐していただきまして、行政企画番組全体の制作に携わっていただいております。これが1名と、こういうふうな状態でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしい。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） よくわかりました。そのI N Gとの提携は1,800万円ほどで、それは中にいろいろなそういう番組制作やら、いろんなことが入っていると、そして人件費も入っていると、そういうことですね。その人件費なんかは込みになっとるんですか。

○議長（池田喜八郎君） 田中市長公室長。

○市長公室長（田中義久君） 当然、こちらに常駐してみえる方にこちらで払っておるわけではないものですから、委託費の中で雇用されておる正社員がこちらへ来て仕事をするということで、これは1人以外にも、先ほども2名おりましたけど、そういうことでおりますが、1名は常駐をしておるという状態であります。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。ほかには質疑は。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第147号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第147号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は2時25分を予定いたします。

（午後 2時14分）

---

○議長（池田喜八郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時24分）

---

#### ◎議案第148号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程19、議案第148号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 議案第148号 平成23年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1ページをごらんいただきたいと思います。

平成23年度郡上市の青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ539万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,438万円とする。

2項については省略させていただきます。

最終のページをごらんいただきたいと思います。事業概要説明書につきましても最終のページとなりますのでお願いをいたします。

歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、奨学基金繰入金231万9,000円の減額補正でございます。前年度繰越金の増

に伴い、基金繰り入れの減額をするものでございます。

繰越金でございますが、770万9,000円の増額補正でございます。前年度の繰越金でございます。

歳出でございます。

基金運営費、奨学貸付金、奨学貸付金539万円の増額補正でございます。貸付金500万円、これにつきましては、平成24年度の入学予定者に対します一時貸付金につきまして10名分を増額するものでございます。それから、積立金39万円、これにつきましては償還金の積み立てでございます。

今年度の一時貸付金の申請の受け付けにつきましては、12月1日から既に受け付けを開始させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（池田喜八郎君） 5番 野田龍雄君。

○5番（野田龍雄君） この一時借入金ですね——貸出金ですか、この時期にということになるわけなんです。親さんは大変今事情が、経済状況が悪いものですから、求めてみえるのではないかと、いうふうなことで、私は大変いいことやというように思っておりますし、これは補正が組まれたわけですけども、年度当初はこれ組まれてなかったわけですね。こういうことについて、前年度もこれは繰り越しがあって、前年度の繰り越しがあったものですから、これでこういうようになったということなのかもしれませんし、やはり奨学資金を積極活用して、子育て支援の役に立てていくということでは、10名から組まれると大変助かる人があるというふうに思いますので、そういった点で、この一時貸付金、これは去年、おとしから始まったんやったかな。何か特別に組まれたと思うんです。そういう事情だからということで、例のリーマン・ショックでしたかね。だと思いますが、状況はそんなに変わってませんので、恐らく今後もそういうことが必要になるのではないかと、様子を見ながらやらなければなりませんが、今後の運営についてちょっとお聞きをしたいということと、ことしの貸し付け状況ですな。ことしの今年度の分はどうなっておるか、ちょっとお聞きしたいと思いますのでお願いします。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 一時貸付金の10名分の増ということでございますが、一時貸付金につきましては、平成20年度から始めさせておまして、20年度5名、21年度4名、22年度6名ということで、10名を割ってございました。ことし当初の予算では、そうしたことから10名分を見させていただいておりましたが、今回の繰越金がございます、枠を広げさせていただいて、20名分の枠にさせていただくということでございます。

この一時奨学金につきましても、本来ですと22年度末で終了予定でございましたが、条例の改正

をしていただきまして、25年度末までこの一時金につきましても継続をさせていただくということになってございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（池田喜八郎君） よろしいですか。

○5番（野田龍雄君） はい、いいです。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「ことしの給付の状況はわかりませんか」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） ことしの給付といいますか、貸し付けでございますが、年度末ですね、23年度につきましては6件を貸し付けてございます。ですから、一時金につきましては、今年度につきましましてはこれからでございます。月額の貸付者が6件ということでございます。

（「これは全部同じですか」と5番議員の声あり）

○議長（池田喜八郎君） 野田議員、挙手してやりとりしてください。

○5番（野田龍雄君） 全額、例えば月5万円のやつというような、そういう形になっておるのか、どうですか。

○議長（池田喜八郎君） 常平教育次長。

○教育次長（常平 毅君） 大学につきましては、条例上は5万円以内ですけれども、現実には月3万円の貸し付けをさせていただいておるということでございます。

○議長（池田喜八郎君） そのほか質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 討論なしと認め、採決をいたします。議案第148号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第148号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第149号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程20、議案第149号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

木下環境水道部長。

○環境水道部長（木下好弘君） 議案第149号 平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1 ページをお願いいたします。

平成23年度郡上市水道事業会計補正予算（第1号）。

総則でございます。第1条、平成23年度郡上市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。

第1款八幡地域水道事業費用、第1項の営業費用でそれぞれ27万3,000円を追加いたしまして、それぞれ1億2,042万1,000円、1億964万1,000円とするものでございます。

第2款の白鳥地域水道事業費用でございますが、第1項営業費用でそれぞれ121万2,000円を減額いたしまして、それぞれ1億5,404万1,000円、1億1,061万1,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。第3条、予算第7条に定めた経費の予定額を次のとおり補正する。

職員給与費でございますが、八幡地域水道事業で27万3,000円を追加いたしまして、4,026万1,000円に、白鳥地域水道事業で121万2,000円を減額いたしまして、2,061万4,000円とするものでございます。

6 ページをお願いいたします。今回の補正の内容でございます。

収益的収入及び支出の支出でございますが、いずれも職員給与費に係る補正でございます。

まず、第1款の八幡地域水道事業費用の営業費用で、内訳といたしまして配水及び給水費で5万9,000円の減額、総係費で33万2,000円の追加でございます。

続きまして、白鳥地域水道事業費用の営業費用でございますが、内訳といたしまして配水及び給水費で2万2,000円の追加、総係費で123万4,000円の減額でございます。

参考までに、職員数でございますが、八幡地域の配水・給水費では3名、総係費では2名、白鳥地域の配水・給水費では1名、総係費では2名という内容でございますのでお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第149号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第149号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

◎議案第150号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程21、議案第150号 平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

説明を求めます。

猪島郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（猪島 敦君） 議案第150号でございます。

平成23年度郡上市病院事業等会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚はねていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

総則、第1条でございます。平成23年度郡上市病院事業等会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

業務の予定量でございます。第2条でございますが、平成23年度郡上市病院事業等会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

年間の患者数でございますが、郡上市市民病院の一般病床の入院でございます。既決予定量に2,562人を加え、3万4,404人とするものでございます。それで、合計でございますが、入院の合計を7万272人とするものでございます。郡上市国保白鳥病院の訪問看護ステーションでございますが、既決予定量から244人を減じまして、1,952人とするものでございます。

それに伴いまして、1日平均の患者数でございますが、郡上市市民病院一般病床の入院でございますが、7人を加えまして、94人とし、入院の合計を192人とするものでございます。また、郡上市国保白鳥病院の訪問看護ステーションでございますが、既決予定量から1人を減じまして、8人とするものでございます。

主要な建設改良事業でございますが、医療機器等整備追加分でございます。郡上市市民病院の関係でございますが、岐阜県救急医療全体最適化事業設備と外科用のエックス線撮影装置を今回追加をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、2ページでございますが、収益的収入及び支出でございます。第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

郡上市民病院の事業収入のうち医業収益でございますが、既決予定額に8,381万2,000円を加えまして、26億3,449万2,000円とするものでございます。また、第2項の医業外収益でございますが、既決予定額から10万7,000円を減じまして、2億1,939万8,000円とするものでございます。郡上市民病院の事業収益の合計を28億6,189万円とするものでございます。

また、2款の国保白鳥病院の事業収益のうち医業外収益でございますが、既決予定額から70万円を減じまして、1億2,631万2,000円とするものでございます。また、3項の訪問看護ステーションの事業収益でございますが、既決予定額から214万3,000円を減じまして、1,698万2,000円とし、国保白鳥病院の事業収益の合計を12億2,459万3,000円とするものでございます。

収入の合計でございますが、40億8,648万3,000円とするものでございます。

支出でございますが、まず郡上市民病院の事業費のうち、医業費用でございますが、8,370万5,000円を加え、27億1,000万7,000円とするものでございます。郡上市民病院の事業費の合計が28億6,189万円でございます。

国保白鳥病院の事業費でございますが、医業費用でございますが、584万3,000円を減じまして、11億4,073万1,000円、また特別損失でございますが、既決予定額に300万円を加えまして、800万円とし、国保白鳥病院の合計を12億2,459万3,000円としまして、両院の合計支出額を40億8,648万3,000円とするものでございます。

資本的収入及び支出でございますが、第4条でございます。予算第4条本文括弧書き中「過年度及び当年度分損益勘定留保資金 2億2,697万2,000円」を「過年度及び当年度分損益勘定留保資金 2億4,340万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、郡上市民病院の資本的収入でございます。補助金を新たに363万8,000円追加するものでございます。郡上市民病院の資本的収入の合計を1億186万4,000円とし、両院の合計を2億3,004万9,000円とするものでございます。

また、支出でございますが、郡上市民病院の資本的支出でございます。うち建設改良費としまして2,007万4,000円を加えて、5,307万4,000円とするものでございます。郡上市民病院の支出の累計を2億8,310万3,000円、両院の合計を4億7,345万7,000円とするものでございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、第5条でございます。予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費でございますが、既決予定額から1,356万1,000円を減じまして、23億2,458万2,000円とするものでございます。

また、他会計からの補助金でございますが、第6条でございます。予算第9条中「7,791万5,000円」を「7,720万9,000円」に改めるものでございます。

続きまして、棚卸資産の購入限度額でございますが、第7条、予算第10条中「6億7,333万9,000

円」を「7億3,204万3,000円」に改めるものでございます。

17ページをごらんいただきたいと思います。補正予算の説明書でございますが、収益的収入でございます。

まず、郡上市民病院の収益のうち医業収益でございますが、うち入院収益でございます。8,381万2,000円を追加するものでございます。これは業務量の増に伴う入院患者数の増加によるものでございます。

医業外収益でございますが、他会計補助金でございますが、10万7,000円を減ずるものでございます。これは人事異動等によります子ども手当の対象経費の確定によるものでございます。

2款の郡上市国保白鳥病院の事業収益でございます。医業外収益でございますが、うち他会計からの補助金でございますが、59万9,000円を減ずるものでございますが、これは市民病院同様、子ども手当対象経費の減によるものでございます。

国県補助金の関係でございますが、10万1,000円の減額、これは院内保育所の運営事業費の補助額の確定によるものでございます。

訪問看護ステーションの事業収益でございますが、訪問看護報酬の関係でございますが、214万3,000円を減ずるものでございます。利用者の減による分でございます。

1ページめくっていただきまして、18ページでございますが、支出の関係でございますが、郡上市民病院の事業費でございます。

医業費用のうち給与費でございます。271万8,000円を減ずるものでございますが、これは人事院勧告及び人事異動と共済費の共済費率の変更によるものでございます。

それから、材料費でございますが、6,048万3,000円をお願いするものでございますが、入院患者の増加に伴いまして薬品費、診療材料、給食材料費が増加したことによるものでございます。また、医療消耗備品としましては、脳神経外科が4月に新たに創設されたことによりまして、いろいろ医療機器の充実を図るものでございます。

経費といたしまして2,594万円を加えるものでございます。内訳といたしましては、修繕費として2,030万7,000円、検査委託料としまして563万3,000円を増額をお願いするものでございます。

それから、国保白鳥病院の事業費の関係でございます。

医業費用のうち給与費でございますが、1,084万3,000円を減ずるものでございます。これにつきましても人事院勧告及び人事異動、共済費負担率の変更に伴うものでございます。

それから、資産減耗費でございますが、500万円を追加するものでございます。医療機器等の処分によるものでございます。

特別損失でございますが、過年度損益修正損ということで300万円を追加するものでございます。過年度保険請求の査定の減の増加に伴うものでございます。

1 ページはねていただきまして、資本的収入でございます。

市民病院の資本的収入、補助金でございますが、国県補助金としまして363万8,000円、これは岐阜県救急医療全体最適化事業の設備に係る補助金でございますが、県費補助で2分の1の補助金を予定しております。

支出でございますが、建設改良費としまして2,007万4,000円でございます。器械及び備品の購入費としまして、岐阜県救急医療全体最適化事業設備としまして病院間ネットワークの端末を設置する事業でございますが、727万7,000円。

この事業につきましては、岐阜大学が中心となりまして、県内の拠点病院をネットワークで結び、情報を共有することで適正な救急医療を行おうとするものでございます。現在、10の拠点病院が稼働しておりまして、その内容は、岐阜大学内にNPO法人が運営する情報センターを置き、その地点での稼働可能な専門医を紹介したり、また、3拠点を結んで、CTとかMRIなどの画像情報を見ながら、情報センターから提供される症例類似例などを参考に医師間が協議するシステムでございますが、それによりまして、重症度や緊急度に応じたセンターからの搬送情報が得られるシステムとなっております。

今回、郡上市民病院において、県の補助を受けて、この病院間のネットワークの端末を導入しまして、拠点病院として運営をしたいと考えておるものでございます。

それともう一点でございますが、外科用のエックス線撮影装置でございますが、これは手術室に設置しておりますエックス線装置でございますが、10年を経過しまして、ふぐあいが起きてきておるということで更新をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第150号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第150号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第151号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程22、議案第151号 郡上市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

説明を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第151号 郡上市土地開発公社の解散について。

次のとおり郡上市土地開発公社を解散することにつき、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、公社名、郡上市土地開発公社。
- 2、解散年月日、岐阜県知事の許可を受けた日。
- 3、解散理由、公共用地の取得事業が完了し設立目的を達成したためでございます。

1枚はねていただきまして、解散を必要とするに至った経緯でございますけれども、合併当時の設立目的でありました公共用地の取得事業はすべて完了し、今後も公共用地取得を土地開発公社で行う予定はない。現在所有している土地はなく、借入金についても平成22年4月28日に完済しており、現在負債はない状態にある。

1枚はねていただきまして、財産目録でございますけれども、資産の部の流動資産でございますが、現金及び預金としまして78万888円でございます。固定資産としまして、投資その他の資産500万円でございます。資産の合計としまして578万888円でございます。負債の部についてはございません。差し引き正味財産としまして578万888円でございます。

次に、はねていただきまして、残余財産及びその処分方法に関する書類ということで、財産総額としまして578万888円でございます。2、解散及び清算諸費ということで、公告費、登記費としまして10万円、利息収入としまして3,200円、差し引き残余財産の額としまして568万4,088円でございます。上記残余財産の処分方法としましては、郡上市土地開発公社清算終了後、郡上市一般会計へ繰入処分とするものでございます。

なお、開発公社の理事会におきましては、平成23年5月16日に議決をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（池田喜八郎君） それでは、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第151号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第151号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議案第152号について（提案説明・採決）

○議長（池田喜八郎君） 日程23、議案第152号 工事委託変更協定の締結について（長良川鉄道第

1 白鳥踏切移設拡幅工事委託業務) を議題といたします。

説明を求めます。

武藤建設部長。

○建設部長（武藤五郎君） 議案第152号 工事委託変更協定の締結について（長良川鉄道第1 白鳥踏切移設拡幅工事委託業務）。

次のとおり工事委託に関する変更協定を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成23年12月5日提出、郡上市長 日置敏明。

1、委託協定金額、減額の1,682万円でございます。変更前3億5,739万円、変更後3億4,057万円でございます。

2、委託協定の相手方、岐阜県関市元重町74番地の1、長良川鉄道株式会社、代表取締役社長 日置敏明。

委託工事の場所でございますが、郡上市白鳥町白鳥地内でございます。

変更の理由としましては、入札差金等事業費の確定による減額でございますので、よろしく願いします。

1枚はねていただきまして、業務の期間としましては、平成22年12月6日から平成23年12月26日でございます。

1枚はねていただきますと、施行位置と業務内容でございますけれども、軌道敷工事、電気信号工事、土木工事、踏切の移設拡幅工事と、建築工事としましてラッセル車庫、列車収納庫の建築を行っておりますので、よろしく願いします。

以上です。

○議長（池田喜八郎君） 質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 質疑なしと認め、討論を省略し、採決をいたします。議案第152号については原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池田喜八郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第152号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議報告第8号について

○議長（池田喜八郎君） 日程24、議報告第8号 諸般の報告について（議員派遣報告）。

議員派遣報告を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しをいただきたいと思います。

---

◎議報告第9号について

○議長（池田喜八郎君） 日程25、議報告第9号 諸般の報告について。

例月出納検査結果が監査委員より別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告にかえます。

11月25日までに受理しました陳情、要望はお手元に配付をしました。各文書表のとおり所管の委員会に付託いたしましたので、報告いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（池田喜八郎君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。長時間にわたり慎重審議をいただきありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

（午後 2時58分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長      池   田   喜八郎

郡上市議会議員      鷺   見      馨

郡上市議会議員      山   田   忠   平

